

日程第1 一般質問

1番 片桐邦俊

- (1) 農業振興に向けた「スマート農業」の取組について
- (2) 農産物加工施設の今後の運営について

4番 大原孝芳

- (1) 新型コロナウイルス感染拡大の中、今後の村の対応は
- (2) 地方制度調査会の答申案に関連して、村の将来を問う

2番 飯島寛

- (1) 「耕作放棄地」および「空き家とその周囲の土地」について
- (2) 「なかがわ生活応援商品券」について

5番 松村利宏

- (1) 国道153号線坂戸地区のバイパスについて
- (2) 7月豪雨災害の対応について
- (3) 教育のデジタル化について

- 1番 片桐邦俊
- 2番 飯島寛
- 3番 松澤文昭
- 4番 大原孝芳
- 5番 松村利宏
- 6番 中塚礼次郎
- 7番 桂川雅信
- 8番 柳生仁
- 9番 鈴木絹子
- 10番 山崎啓造

説明のために参加した者

村長	宮下健彦	副村長	富永和夫
教育長	下平達朗	総務課長	中平仁司
会計管理者	半崎節子	住民税務課長	(副村長兼務)
保健福祉課長	菅沼元臣	振興課長	松村恵介
建設水道課長	小林好彦	教育次長	松澤広志

職務のために参加した者

議会事務局長 井原伸子
書 記 座光寺 てるこ

令和2年9月中川村議会定例会

会議のてんまつ

令和2年9月10日 午前9時00分 開議

○事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 御着席ください。(一同着席)

○議長 おはようございます。(一同「おはようございます」)

御参集御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、鈴木絹子議員より議場内での戴帽の申し出がありましたので、許可してあります。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

1番 片桐邦俊議員。

○1番 (片桐 邦俊) 私は、さきに通告いたしました2項目について質問をいたしたいと存じます。

まず最初に「農業振興に向けた「スマート農業」の取組について」という議題でございますけれども、実は、このことにつきましては、昨日、8番議員の一般質問でお答えいただいた質問内容も含まれておるかと思っておりますけれども、よろしくお願ひしたいと存じます。

現在、農業分野において、高齢化に伴う担い手不足解消、また遊休荒廃地の縮減、栽培技術継承を図ることを目的としてICT、ロボット、AIなどを活用した次世代型農業であるスマート農業が注目されてきております。近隣では、伊那市において、長野県が関係機関と連携して農事組合法人田原の実証圃場でロボットトラクターやドローン、自走草刈り機、自動で水管理ができるシステムなどの導入により、稲作の作業効率化、コスト低減の効果を確認する実証プロジェクトである信州伊那谷スマート農業実証コンソーシアムが昨年からはスタートを切っております。

中川村としては、農業の栽培規模から考えると課題はあるかもしれませんが、稲作は、今後、農事組合法人や大規模農家中心の栽培になっていくことが考えられるため、スマート農業技術の情報収集、情報発信が必要と考え、質問をいたしたいと存じます。

スマート農業については、稲作だけでなく、果樹や野菜栽培にも利用が進められておるわけでありまして。

長野県下でも例を取り上げると、川上村では、レタス圃場をドローンにより撮影し、その画像から生育度を判断して出荷予測をするシステムの試験中ですし、果樹においては、北信地方の高山村、飯綱町等で小型計測ロボットの利用により気象情報を蓄積してブドウのべと病、リンゴの黒星病等の発生予察に取り組むというように聞いてお

ります。このように様々な作物にスマート農業が検討されてきております。

昨日、振興課長からスマート農業の取組に対しての考えをお伺いしたわけでありましてけれども、再度になってしまいますが、村長にスマート農業に対して今どのような思いを持っておられるかお伺いをしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○村長 それでは、お答えをさせていただきます。

スマート農業という言葉は一般的に言われておる言い方で、具体的に何を指すかというのは、議員がおっしゃられた次世代型の新しい技術を応用した省力、省エネ、合理化、賢い、こういった農業かと思っております。農業機械の自走、自動走行による省力化、大規模生産、危険作業からの解放、アシストスーツなどによる重労働の軽減、プロの農家の技術のデータ化による高度技術の汎用化などなど、様々な取組があると思っております。

中山間地の多い当村につきましては、リモート機械等による高齢化等による担い手不足の解消やAI技術等を活用しました小規模農地でも農家所得を向上させる多収化や品質向上の取組が必要だというふうに私も考えております。

今後は、自動運転等による省力化や農作業の危険解消等のハード面の利用、また、一番やっぱり大事だと思っておりますのは土づくりなんですけど、土づくりなどの農業技術やノウハウをデータ化しシステム化することで、今まで経験に基づく技術の伝承はプロとしての栽培農家に限られたものでありましたけれども、これからは、誰でも多収化、品質向上や労働力軽減ができるようなAI技術等を利用したソフト面の活用、こういったことなど、当村に、私たちの村に合った次世代農業の取組へ向けての研究と検証が必要というふうに思っております。

○1番 (片桐 邦俊) ただいま村長から思いを述べていただいたわけでありましてけれども、まさしく、本当に、スマート農業、まだまだこれから様々な研究がされていくというふうに考えております。今本当に、国の機構を中心として、各メーカーが競ってスマート農業には取り組んでいくという方向がされているようでありまして、ぜひ、そんな部分、十分情報を収集する中で対応をお願いしてまいりたいというふうに考えている次第であります。

そのような中で、伊那市の先ほど申し上げました実証事業につきましては、国の事業によりまして2年間、実証事業をやるようでありましてけれども、来年には成果が整理をされるというふうに思われます。

特に私が伊那市の実証事業の中で注目しておりますのは、伊那市で設置されている水田の自動給水機であります。これは水田の給水、排水をスマートフォンやパソコンでモニタリングしながら遠隔操作または自動で水口の開閉を制御するシステムでありまして、国の試験結果の中では、水管理に要する労働時間は約8割削減ができるというふうに言われております。現状での水管理機具の中でも最も伊那市に設置されている機具につきましては機能が充実しておるというお話を聞いております。

また、スマート農業が注目される中で、伊那市でやっているってということではございませんけど、先ほど村長の説明のお話の中にもありましたけれども、大きな機械やシ

システムに目が行きがちでありますけれども、農作業での腰や体の労働負担を軽減する道具として比較的到低価格のものが販売をされ始めてきておりますアシストスーツの紹介、あるいは着用体験実演会などもよいのではないかと考えておるわけでありまして、こういった実演会等の事業については村というよりも村の営農センターの事業になると思うわけでありまして、J Aや関係機関等の協力を得る中で中川村として利用できそうな技術について研修会、実演会の開催や、生産者の皆さんに対してペーパー等でもよろしいので情報の発信をすべきというように考えておるわけでありまして。こういった機械類については、導入する、しないは生産者の考えによると思いますけれども、まずは様々な情報を提供するということが必要というように考えております。

自走草刈り機におきましても、昨日、8番議員からお話ありましたが、中川村でも既に実演会が開催をされ、私も実際に実演会に参加してみましたが、多くの皆さんが参加されておりますし、また過去には中川村の中でもドローンを利用した農薬散布の実演会もJ Aのほうで実施をしたようであります。しかしながら、このドローンの実演会につきましては、近隣住民の方から農薬散布ということで環境問題に対する御意見もあったようでありまして、J A担当者との話の中では、少しドローンの農薬散布等の実演会は控えておるといようなお話をお伺いしておりますし、また、これから様々なスマート農業の実演会等の計画はないかどうか確認をしましたが、今のところ計画は立っていないというお話を受けました。

昨日、振興課長からは、この件につきまして前向きは御発言をいただいたわけでありまして、村としても注目される技術情報の収集を進め、生産者の皆さんへ情報提供、実演会の開催をぜひ検討願いたいというように思っておる次第でございますが、再度、恐縮ですが、考えをお伺いしたいと存じます。

○振興課長 昨日も申しましたけれども、村の営農センター、またJ A等と連携して新技術の情報収集ですとか発信を行っていく予定であります。

リモコン草刈り機につきましては、昨日も申しましたが、2回実演会を開催しましたが、中山間地の畦畔が大きい当村ではまだまだ技術の進歩が必要というふうに思われましたが、引き続き実演会のほうは行っていきたいと思っております。

また、地区のほうでも実演会を行いたいという相談を受けまして、営農センターと連携して横前地区のほうもやる予定でございます。

また、アシストスーツにつきましては、高齢者への対応ですとか重労働への軽減に効果があるというふうに考えておりますので、10月に3種の機能を持ったスーツのデモを予定しておりますので、関係者の皆さんに御案内をしていきたいというふうに考えております。

水田の自動給水機につきましては、1機7万円～15万円と様々な機種があるというふうにお聞きをしております。これにつきましても1枚ごと設置をしていくということになりますので、効果があり、また安価なものを検討していくというふうな必要があるかというふうに思っております。

利用については、想定の中では天竜川沿いの基盤整備された大規模圃場、また用水が整備されたところでの実験導入というようなことが考えられますが、今のところ具体的にどこに設置をしてやっていこうというところまでは、これからというところでございます。

また、導入につきましては、大規模水田農家や法人など、少し限定的になるのではないかなあという推測もしておりますが、もう少し進んだ形で、研究より進んだ実証といったところも必要になるかというふうに思っております。

○1 番 (片桐 邦俊) 今、詳しくお答えいただいたわけでありまして、いずれにいたしましても、今お答えいただいた内容のほかにも、先ほど申したドローンの農薬散布以外にも、ドローンにつきましては、村長からも話ありましたが、いわゆるデータ蓄積等にも使える、画像撮影によってとか、そういう部分もまだ残っておりますし、様々な、まだこれからは機械が出てこようかなというふうに思っております。

特にJ A上伊那の子会社のほうでも、今後、アスパラの自動収穫機、こんなものも今、実際にはもう九州のほうでは使われているというふうな話があるわけでありまして、長野県に対しても、実証試験といいますか、そういう部分が始まっていくのかなあというふうに思っておりますし、様々な研究がされていく、試験がされていくというふうに思っておりますので、ぜひ聞き耳を立てて、様々な研究の情報収集をぜひお願いをしておきたいというふうに思っております。

続いて、スマート農業に関わるそういった機械、あるいは施設の導入につきましては、非常に費用がかかる、高額になるという状況かなあというふうに思っております。先ほど振興課長さんのほうでは水田の給水機のお話ありましたが、そのときには15万円くらいというふうなお話でありましたが、実は、伊那市で設置されているものについては1反歩やっぱ30万円以上というふうな格好になります、現在。ですから、やっぱり安いものはあるんですけども、既に中川でも若干自動給水みたいなものを入れた圃場もあったようでありまして、いわゆるごみで詰まってしまうとか、そういう部分があったりして、ちょっと使い勝手が悪く取り外したというお話も聞いた覚えがあります。そんなことからすると、やはり安いだけがいいだけではありませんので、やはり性能とか、そういう部分もこれからは着実に伸びていくと思っておりますが、そういったものをやっぱり使っていくということが必要になっていくだろうというふうに考えております。

そんな中で、ぜひ、スマート農業導入についても今後様々な支援策というものが計画をされるというふうに思っておりますが、特に国のほうでも、スマート農業の本格的な推進に向け、今後、研究開発、実証、普及に取り組んでおるとい状況でありますので、国のほうでも支援施策が充実されてくるというふうに考えております。調べてみますと、現状でも国の強い農業・担い手づくり総合支援交付金、あるいは担い手確保・経営強化支援事業、また産地生産基盤パワーアップ事業などでもスマート農業の導入を支援しているという状況かなあというふうに調べてみました。

今後は、どのような支援施策が国から出てくるかは分かりませんが、中川村

としても前向きに取組が考えられるスマート農業等の新技術の導入に対しまして、国の事業以外に村としてスマート農業の支援施策を検討ができないか、進められないかということで考えをお伺いしたいと思います。特に、金銭面ということだけでなく、やはりこういった部分の相談窓口っていうものが今後は必要になってこようかと思っておりますので、そういった部分でも、十分知識を持った職員の設置とか、そういう部分も含めて支援施策等をお伺いできればと思います。お願いします。

○振興課長 支援策としまして、まず、直接の補助的なものではございませんけれども、スマート農業と言われます機械、機具につきましては、いずれも高価なものであります。また、その操作なども技術を必要とするものが多いのではないかなあというふうに思われます。また、中には十分な効果というものも確立されていないようなものもあろうかというふうに思います。これらの新しい技術の導入につきましては、営農センター等でデモや講習会等を開催いたしまして、中山間地域の当村で活用できそうな新技術がございましたら、それにつきましては今後できる交流センターのほうで試験、導入を行って、その効果を見て普及を進めることがよいのではないかなあというふうに考えております。

また、法人や交流センターのほうでリモコン草刈り機などの高価な農業機器を保持いたしまして、機械の貸出しですとか農作業の受託、またオペレーターつきでの貸出等も考えられるかなと思います。

あるいはまた、ドローンにつきましてはセンシングという技術もございますので、それを活用した分析といったことも考えられるというふうに思われます。

効果が認められまして導入する際につきましては、国のほうでも進めておりますので、先ほどおっしゃっていただいたとおり幾つかの補助事業がありますので、最大限そういうものを活用いたしまして導入をしていくということでございますが、地域等で補助事業を受けられないといったような場合につきましては、中山間直接支払事業といったもので地域で購入するということも考えられるかと思えます。また、村のほうでも担い手確保支援事業という補助事業がございますので、その併用といったような形で農業者ですとか担い手組織の購入に対する負担を軽減していくといったところが必要というふうに考えております。

○1 番 (片桐 邦俊) スマート農業の件につきましては、今、村長あるいは振興課長さんから様々に御指導いただきましたが、お二方とも前向きな方向でありますので、ぜひ、これにつきましては充実した方向で進めていただきたいというふうに考えております。

それでは、次の項目のほうへ移らせていただきますけれども、次は「農産物加工施設の今後の運営について」という件であります。

まず、質問する前でありまして、一昨日、農産物加工施設つくっちゃオで事故が発生をいたしまして、けがをされた従業員の方にはお見舞いを申し上げます。ご

それでは、質問に入りたいと思います。

農産物加工施設つくっちゃオについては、住民の皆さんから活動の内容等、意見をいただくことがあります。それは、過去、つくっちゃオの店舗においてパンや加工品を販売していたわけでありましてけれども、その店舗が閉まってから、農産物の加工作業は継続をしているものの、一般の方にはどのような業務をこの場所で行っているのか分からなかったことによるかなというふうに考えております。

昨年一般質問した際には、閉店した展示販売室でカフェを開店する旨の説明があったわけでありましてけれども、残念ながら昨年度中には、また昨年度中、地域おこし協力隊員の方の任期中には残念ながら開店することができなかったわけでありましてけれども、本年、新たな地域おこし協力隊員の方が農産物を利用した菓子の開発や店舗づくりについて活動をスタートしたわけでありまして、そういったことの中で大変期待をしたいというふうに考えておる次第でございますけれども、つくっちゃオの運営について幾つか質問をいたしたいと存じます。

まず、昨年一般質問の折には、指定管理者の意向も大切にしながら、加工施設の初期目的を確認しつつ、課題整理や今後の進め方を関係者で検討するとしておったわけでありましてけれども、課題の検証等、十分行われたのか、また、その折に課題として出たようなものに対してどのような改善がなされてきたのかお伺いしたいと存じます。

○村 長 3年ほど前から、私が就任してからでございますけれども、関係者と意見交流を行ってきたところでございます。関係者と申しますのは、いろいろ、企業組合、それから、その後に指定管理者としての「やらまいか」、こういった皆さんとの打ち合わせ、検討でございますけれども、そういうことをやってきたということと、交流センター構想が議会でも幾つかの質問をいただく中で形として出来上がる過程では、昨年から構想を説明しながら意見交換を行ってきたところであります。まず、つくっちゃオへの人寄りをどうするかということ、それからつくっちゃオへの人寄りをどのようにするかということで、これにつきましては、にぎわいが必要でありまして、カフェを開設していくための人材の募集を引き続き行っていこうということになったところであります。これについては、今、議員からお話がありましたとおり、協力隊員が現在準備をしておるところであります。

2点目に施設の貸出しにつきましてはでありますけれども、施設の有効利用ですとか食品安全衛生上、ある程度利用する人を制限せざるを得ないだろうと、そのほうがいだろうという結論に達しまして、一般の方の利用は制限をし、希望者につきましては加工組合へ委託をするといった形に変更してまいりました。

加工組合につきましては、今、議員のほうから冒頭お話がありましたとおり、一昨日の事故も、従事者がいないがために急遽新しい方をお願いして、その部門に慣れないところで従事をしていただいた結果、起きてしまった事故と、現在、私どもではそういうふうに見ておるわけでありましてけれども。そういう意味で、担当していく担い手の不足、それから後継者の不足、こういったことの心配があるというような話も出されました。

交流センター構想につきましては、全体ではおおむね理解をいただいておりますけれども、理解をいただいておりますというふうに考えておりますけれども、その中にあります加工組合につきましては、さらに詳しい打合せを行っていく必要があるというふうに思っております。

○1 番 (片桐 邦俊) 今、村長さんからお話がありましたとおり、村交流センターの設立に向けてもつくっちゃオ関係者と懇談を進めていらっしゃるということだというふうに思っておりますけれども、私は、交流センターが設立後には交流センターが加工施設を管理していくものと考えておるわけでございますけれども、村として今後のつくっちゃオの、今現在は「やらまいか」を指定管理者としていらっしゃるわけで、契約をしていらっしゃるわけでありまして、指定管理者との契約につきましてはどのようにしてまいるつもりなのかお伺いをしたいと思います。

○村 長 農産物加工施設の指定管理につきましては、現在、指定管理者であります「やらまいか」と昨年中から協議をしております。農業関係の施設や組織は連携または統一して運営管理することが望ましいというところで今現在の指定管理者とも意見は一致をしておるところでありまして、現在の委託契約、協定が本年度末で切れますので、新たな更新は行わず、新しい管理体制——管理体制というのは、今、議員もおっしゃられたように交流センターが管理をしていく、その一部門の中に入っていくということでスタートするというを確認しておるところであります。

○1 番 (片桐 邦俊) 交流センターが管理、交流センターの業務の一部門ということの中で管理をしていくという方向のようでございますので、また後ほど、ちょっとこの部分については少し具体的に質問させていただきたいというふうに思っております。

今後の農産物加工施設の運営、今お話あったとおりでありますけれども、関係者、そこには指定管理者も含めて通告書には書いておきましたが、今のお話では指定管理者につきましては本年度で契約を解除するというものでありますので、内容的には交流センター、それから加工組合、それと協力隊員ということになるかというふうに、関係者はこの3者になるかと思っておりますけれども、この連携体制——連携体制っていいですか、役割につきまして村としてどのように考えておられるのか質問をしたいと思います。

私も、現在の指定管理者、加工組合が加工施設の運営でどのように今までも役割を担ってきたかということ、ちょっと、指定管理者と加工組合との割り振りっていいですか、役割の区分が理解をできていなかった面もありますので、その辺も含めて、ぜひ説明をお願いできればなあというふうに思っております。

また、その中で、運営連携を取る中では、やはり先頭に立ってといますか、やはり調整をするリーダーっていうものが必要だと思いますけれども、これにつきましては交流センター長が当たるのか、それとも、今お話がありましたけれども、交流センターの一部門ということになれば別の部門長みたいなものを定めていくのか、そんな部分をちょっとお伺いできればなあと思います。

○村 長 つくっちゃオ、加工施設の今後につきましては、交流センターの一部門として、つ

くっちゃオでやっております加工製造、こういったものを取り組んでいく方向で現在は検討を進めております。もう少し具体的に申しますと、交流センターが指定管理者としてつくっちゃオの管理運営を行っていくと、担っていくということでもあります。農業振興や農産物販売部門と農産物加工部門が連携をして、様々な企画や事業展開が今後図れるものというふうに考えております。連携調整につきましては、交流センターの組織に取り込むということでございますので、交流センター全体の事業計画や経営の中で考えていくということが重要だというふうに思っておりますし、交流センターの責任者を中心にして各部門の担当者や村関係組織とともに、農業振興といえますか、戦略を練っていく必要があるというふうに考えております。

農業交流センターの案を前に議会のほうにお示しをさせていただいておりますけれども、どこの下に入るかということはあるんですけど、今のところ、特産品加工部門の責任者の下でつくっちゃオが動いていくということでもあります。

なお、その中で特にお話がありました農産加工の加工部門についてでありますけれども、現在は、農産物の受託加工を中心にして、独立したような格好で今行われておりますので、これについても、先ほども申しましたとおり、これはこれとして、受託をしていくというところでは大きな事業にはなっておりますので、このことを継続しつつ、もう少し——もう少しといいますか、全体には交流センターの大きな方針の中にひとつ入ってやっていってもらうように関係者と調整を図りたいというふうに思っております。

○1 番 (片桐 邦俊) ぜひ、今のお話の中にありましたけれども、交流センターの部門をまとめる方が施設の管理運営につきましても十分な力を発揮いただいて、調整役をしていただきたいというふうに思っております。

また、加工組合の業務につきましても、私も、十分今、現状、経営が成り立っておるというお話は聞いております。ジュース加工、あるいは柿の皮むき等も含めて、受託作業で十分経営等は十分賄えておるというお話はお伺いしておりますけれども。

ぜひ、ただし、今回新たにできますカフェ等も含めて、ぜひ協力体制っていいですか、いわゆる今は菓子、お菓子の開発と、それに合わせたカフェの店舗っていう格好だと思わすけれども、それだけでは、どうもちょっと当初の初期目的に見合うのかなと。あの加工施設をつくったときの初期目的については、中川村の農産物を使った加工製品の開発、この部分が1つにはあったと思いますので、ぜひそういう部分を、開発まで含めて、そういった加工組合との業務協力っていうものはできないだろうか、また、そういった部分の中でカフェ等でそういう部分の販売等も含めて協調ができないか、こんな部分のつながりっていうものをぜひ交流センターとしてまた考えていただければなあというふうに考えておりますので、お願いをしたいというふうに思っております。

その中で、今お話したとおり新たな地域協力隊員が就任をされまして、菓子の開発、また店舗の設置等で業務をいただくということになっておるわけでありまして、それに対しまして、村として地域おこし協力隊員の方と正式にどのような内容、任務

内容っていいですか、細かな部分まで要請——要請っていいですか、業務の打合せがされたのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。内容的には、商品開発であるとか店舗開店のめど、立ち上げのめどといいですか、そういう部分も含めて要請をされたのか、打合せをされたのか、お伺いをしたいなあと思います。といいものは、ある程度日程的なめどがないと、やはり協力隊員の方もこれからの開発工程の計画を立てる中では不安があるかというように思っておりますし、そういう部分では交流センターの皆さん方も逆に言いますと進捗状況の管理等もできるのかなあというように思っておるわけですが、どのような内容を地域協力隊員の方とお打合せになって業務を任せられたのか、どのような業務を任せられたのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○村 長 今回の地域おこし協力隊員につきましては、募集の段階でパティシエの経験を生かした地域特産品の開発と販売、カフェの運営、農産物を活用した洋菓子等の開発、規格外農産物の活用など地域農産物の振興に寄与する活動ということで募集を行ったものでございまして、それに応募していただいた方が今の方でありますけれども、面接を行う中で実績や活動内容を理解していただいて採用に至った、採用したということでございます。

具体的に商品開発、いつ頃までにどういったものを行うのか、あるいはカフェでの店舗をいつ頃開設するのかということでもありますけれども、これについては、できるだけ早くということではありますが、焦ってという言い方はありませんけれども、早く、いわゆるつくっちゃオのリニューアルといいですか、新しい交流センターの中で交流センターの一部門として出発するときまでに開店しなきゃいけないとかいう話には、そういう具体的なものは、まだ詰めてはございませんけれども、できるだけ早い時期、できれば任期の中ではお伺いをしたいというふうに、開店をお願いしたいというふうに考えておるところであります。

現在、開業に向けた準備を進めておるわけでもありますけれども、いろんなところで下調べをしながら、隊員の方は準備をしているというふうに聞いております。

○1 番 (片桐 邦俊) 今お話あったとおり、慌てず焦らずということのようではありますが、任期中にということのようでもありますけれども、ぜひ、とはいうものの、やはり最終目的、ある程度の目安というものは、やはりお互いに目安を心の中に持つておくことが重要なあというように思っておりますので、ぜひ、そんな部分、また今後、協力隊員の方とお話し合いをしながら進めていただければなあというように思っておりますし、また、今任期中というような話がありましたけれども、できることなら、できるまでは今の協力隊員の方に当面継続してこの部分をお願いしていくということもぜひ考えていただければなあというように思っております。成功を、ぜひ、していただきたいというふうに思っておりますので、お願いしたいと思います。すぐに閉まってしまうようなことでは困りますので、ぜひお願いしたいと思います。

その中で、8月の村の広報紙で協力隊員の方から、今お話がありましたけれども、近々お菓子や店の店舗についてのアンケートを取ったり意見をお伺いしたいという、広報

紙の中に記事が載っておりました。こういったアンケート、あるいは意見集約等をする中で、村はどのように一緒になって関わっておられるのか質問したいと思います。きっと、こういったアンケート、あるいは意見集約については協力隊員の方が独自で様々な部分を考えていらっしゃるかというように思っておるわけでもありますけれども、ぜひ村も一緒になって検討を進めていただきたいという立場の中から、どのようなかわりを持っておられるのか質問をしたいというように思っております。

特に店舗開店に当たっては、先ほど村長からも、いわゆる店寄りっていいですか、集客が必要というような、にぎわいが必要だというような部分があったわけでもありますけれども、若干、店舗開店に当たっては、ショッピングセンターの敷地の隣ということで、位置的には隣ではあるけれども、やはり施設とはちょっと離れておるというのがやっぱりちょっと課題になってくるのかなあと思っております、やっぱり内容の充実というものが必要なあというように思っておりますので、そういった部分での関わり等も含めて、協力隊員の方にお任せする、一任してはおられると思いますけれども、ぜひ、任せる、全て任せるということではなく、やっぱりバックアップ体制をしっかりと取っていくということが必要なあというように思っておりますので、どのような考えがあるかお伺いをしたいと思います。

○村 長 この5月に着任した地域おこし協力隊員の方でありますので、村の中のことが全て分かっているわけではありません。現在、つくっちゃオ内での店舗開設に向けて、こういった機器が、機械っていいですか、機器が必要なのかとか、それとともにその手配、それから商圈、商圈ですね、商圈の調査、地元の要望、ニーズなどの準備作業を進めております。とはいっても、やはり、お菓子作りでは経験のあるプロではありませんけれども、こういったアンケート調査をするという、商圈を調べるという点では、彼はまだ専門家ではない、もちろんそういった専門家ってどこにいるのかということがあるわけでもありますけれども、10月から交流センターの設立に向けて交流センター係長を村から派遣いたします。この方をそこに配属して、具体的にどういうふうに調べていくのか、戦略をもって調査をするのかということでは、その係長が大きな力を発揮してくれるものと期待をしておりますので、連携を取りながら、交流センターの発足にも歩調を合わせながら進めていってもらいたい、そういうふうに考えておりますし、担当係長の配置でまた新たに動きが、各部門の責任者をどうしていくのかとか、最終的にマネージャーたる事務局長といいですか、交流センター長、こういった方の人選も含めて準備をしっかりと進めていきたいというふうに思っております。

○1 番 (片桐 邦俊) 今、村長からも御答弁がありましたけれども、ぜひ村としてもそういう方向で関わっていただきたいし、また新たに10月1日から設置されます交流センターの係長にも期待をしたいというように思っております。

最後に、ちょっと関連してでありますけれども、交流センター設立に向けた生産者の人選については、今、既に村長からお話が出ましたので結構でありますけれども、加工部門だけでなく、交流センターにつきましては様々な観光から農業振興からというような分野で業務を進めてまいるという状況だというふうに思っておるわけであり

ますが、そういった面で、加工施設以外のそういった関係者の皆様方との懇談の進捗状況につきまして、ここで若干、どの程度進んでいるのかお伺いできればと思っておりますが、よろしくお願ひ申し上げます。

○村 長 交流センターの開設を目指して、インターネットを通じて人材の募集を行っておるところであります。議会からもいろいろ御提言をいただいておりますが、現在もそれは続けております。ネットによる募集は、応募は数件ありましたけれども、観光交流の企画、組織化、農産物販売の促進、農地の有効利用など農業振興、そして農産物の加工、特産品開発等、それぞれの部門の計画と実践を行っていく、4つ部門があるわけでありましてけれども、この最終的な管理と調整を行える人材としての適任者は、まだ見つかっておりませんが、引き続き募集を進めてまいりたいと思っております。また、ですので、議員、いろんな方にもお知恵を、多くの皆さんに拝借いただければ、こういう人物がいるぞというところがありましたら、ぜひこちらのほうにお教えいただければというふうに思っております。

インターネットによる募集とともに、地域の農業振興に精通をしました人材の提案、こういった方についても提案を受けております。掘り起こしも行っておりまして、各部門で、4つの部門でこういう方がふさわしいのではないかという方については、少しずつ今固まってきております。

いずれにしても、交流センター施設の開所まで時間的余裕があまりありませんので、早急に、誰がどういう部門を担うのかという具体的な人選、こういった職員体制を固めていく必要があるというふうに考えております。

関係者との懇談につきましては、交流センター関係者検討会を組織しておりますので、その中で交流センターの設立案等について意見をいただいております。

また、加工施設関係者「やらまいか」、加工組合とは個別に打合せを継続しまして、課題の解決、幾つかの課題があるかと思っておりますけれども、先ほど言いましたとおり大きくは交流センターの構想の中の一部門として再出発をするという方向で考えて進めております。

いろいろ申し上げましたけれども、人選につきましては、現在、申し上げたような状況でありますので、よろしくお願ひします。

○1 番 (片桐 邦俊) 今、詳しく御説明が、御答弁がございました。ありがとうございます。

ぜひ、交流センター含め、加工施設、新たな取組と、新たな出発ということを期待して、私の質問を終わりにしたいと思います。

○議 長 これで片桐邦俊議員の一般質問を終わります。

次に、4番 大原孝芳議員。

○4 番 (大原 孝芳) では、私は2問の質問をしたいと思っております。

まず1つ目としまして「新型コロナウイルス感染拡大の中、今後の村の対応は」という題で質問したいと思います。

新型コロナウイルスの感染の件に関しましては、6月議会等でも多くの議員の皆さん

んが質問されました。それは特に経済支援等が多かった、またコロナが終息した場合にどのような生活の変化が生じるか、そんなような点だったと思います。私も、あの時期でしたら、間もなく沈静化を図っていくと、終息していくのではないかとというような臆測、感触を持っていたわけですが、御存じのとおり、現在は、感染症状の重篤な人たちはそれほど増えていないわけですが、若干、私がお聞きしたところでは、コロナウイルスが当初よりも少し変異しているんじゃないかというような、そんなような情報もお聞きしたことがありますし、私たちもだんだん慣れてきたせいか、今の感染状況を2月や3月4月の頃、私たちが思っていたほど、皆さんもだんだん慢性化してきちゃっていると、そんなような状況で今日を迎えているかと思っております。

そうした中で、これは、コロナウイルスというのは1つの災害と捉えられるんじゃないかというような考えを持っております。したがって、今日、住民の皆さんが非常に、子どもさんが休まれて親御さんが仕事をしている場合に本当にどういう生活をしたらいいか、あるいはお客さんが来てくれない飲食店、それから会社においては、今までのサプライチェーンっていうんですかね、つまり、そういったことで物が入ってこない、そんなようなことで本当に今驚いて、なおかつ、今まで、今日まで非常に苦勞されて、あまり大きな事業の失敗等が聞こえてこない状況であります。現在、住民の皆さんがどんなお気持ちで生活されているか。それから、事業主の皆さんも、いろんな国の制度等がございました。しかし、今、終息しない中で、今後どのようなことが強えられるかというような不安でいっぱいではないかと思っております。したがって、現在、村の皆さん今までもずっと苦勞されてきたと思っておりますが、今、今後、災害に対して住民の命を守る、生活を守るという視点から、どのような状況であるかということ認識されているか、把握されているか、まず、そんなところからお聞きしたいと思っております。

○村 長 新型コロナウイルス感染拡大の中での住民の皆さんの現状がどうなっているのか、どういう気持ちでいるのかということですが、現時点までの村民の皆さんの暮らしにつきましては、少し古くなりますけれども、新型コロナウイルス感染症による生産年齢人口層の経済的困窮と失業状態、こういったことを見えるようにしたいということで、それは支援策を策定する際の参考とするために、18歳以上64歳までの村民の方を対象に6月1日を基準日として調査を行ったところでございます。ちょっと数字だけ申し上げますので、大体ざっとお聞き取りをいただければ結構ですけど、まず回答の世帯数、回収率等でございますが、回答をいただいた世帯数は987世帯です。これは全世帯の59.4%、約60%に当たります。回答して下さったのは、1世帯の代表ということになりますけれども、1,347人56.4%であります。内訳はちょっと避けましても、64歳まで、18歳以上64歳までの年齢の方に対しての集計を行ったわけでありまして。

それから、次に業態別に雇用形態がどういふふうになりましたかということですが、令和2年3月1日の時点で正規雇用、非正規雇用、自営業、未就業

にある方が現在はどうかとの問いに対して回答をいただいたところであります。ざっと申し上げますと、飲食業では正規雇用6人が5人に1人減ったと、それから非正規、アルバイトですが9人の方が8人で1人減っております。それから、観光業の正規雇用は10人の方が回答を寄せてくれましたが、この方が9人になりましたので1人減少、非正規も5人が3人ということですから2人減少しております。それから製造業、職員、これは聞いていただければ結構です。製造業の食品部門であります、正規50人の方が49人で1人、非正規22人は変わらず、製造業、食品以外であります、正規228人が224人に4人減少、非正規42人が33人になっておりますから9人減少しております。医療福祉部門であります、正規126人の方が124人というふうになったというふうに回答していただいておりますから2人減っております。非正規は47人いたわけでありまして、これが46人になりましたので1人減っています。土木建築業は正規、非正規とも変わっておりません。ざっと見ますと、製造業食品以外の部門で正規、非正規の離職が大きいと、解雇があったのかもしれない。また、医療福祉業では福祉職場での離職があったということでもあります。

それから、業態別の会社等の景気はどのように変わったかについてアンケートを取ったわけでありまして、業績の悪化、勤務日数の減少の変化、勤務時間の変化、影響がない、忙しくなったなどの問いに対する回答をいただいたところあります。これもざっと、雰囲気聞いていただければ結構ですけど、業績が悪化したというふうに応えた方は12人おります。52%と最も多かったのは飲食業でありまして、続いて観光業が10人で39%に上ります。そして、続いて製造業が34%という回答をいただいております。業態悪化との回答以外に、勤務日数が減りました、勤務時間が減りましたという回答をいただいたのが観光業、娯楽施設、飲食業、製造業、小売業に割合が高く、影響があるというふうに感じたところあります。

最後になりますけど、それと、職業、雇用の形態に変更はないが収入への変化はありましたかということでもありますけれども、どの程度の減少があったかという問いをしたわけです。そしたら、8割以上減った、それから5～7割減、3～4割減、1～2割減、変わらない、こういう区分で回答いただいたわけでありまして、中でも8割以上減ったという率が非常に高かったのは娯楽施設、観光業、飲食業の順でありました。合計で減少したと回答した割合の高いのは観光業、飲食業、娯楽施設、製造業、そういった順番でございます。

長々申し上げましたが、まとめます。まとめると、正規職員、非正規職員の離職が実態として起きておることが言えます。3月末を境に離職した可能性ももちろんあるわけでありまして、解雇というふうな言葉はちょっと必ず当てはまらないかと思っておりますので、離職というふうに言わせていただきますけれども、3月末を境に離職した可能性もあるなというふうに思っております。

また、業態の悪化が6月の時点でもう既に起きております。企業は、従業員の解雇とはいかないまでも、勤務日数の減少、時間短縮で需給の減少に対応している実態が業種にもはっきりと表れておるといふふうに思っております。

それから、もう一つ、このところとは違いまして……。これは次の質問になるかと思っております。

今思いますと、明らかになっていか、今度のコロナの影響がやっぱり村民の皆さんの仕事ぶりにはっきり出ているなというふうに思います。これは自営の方についてもそうですし、製造業もやはり食品、非食品と、特に食品以外の製造業に、最近こちらのほうで見ておりまして、借入れの申請ですとか、こういったことも見ております、食品以外の製造業に非常に大きく影響が最近出てきているかなあというふうに考えております。

○4 番 (大原 孝芳) 今、6月1日ですか、調査されてデータとしてお持ちであると。それで、非常に結論的には大変な状況であるというふうなお話を今お聞きしました。

それで、例えば終息するにしても、雇用の問題についてはすぐ改善するわけじゃないので、ちょっとコロナに恐れることがなくなっても生活の困窮っていうのは、あるいは事業のそういった悪化を修正するには時間がかかると思います。したがって、調査については、今議会にも出されているように新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の実施計画を立てるために今のを相当参考にされている、そのデータを参考にしながら多くのメニューを、今回、私たちにも提示されているわけでございます。例えばこの事業で、これは国、県、それで当初については村単独の支援体制をしてきたわけでございますが、現在は、地方創生臨時交付金については国のお金を使って、それにいろんな、何ですか、メニューを組み替えながら、1つのハード面もあるし、ソフト面も今回提示されると思います。特に、事業をされている方については目に見えてそういった形の交付メニューが直接、ああ、これは、このメニューは私の会社にこういうふうにご利用してくるのかなとか、そういうことあると思うんです。例えば、先ほど申しましたようにコロナを災害として捉えらるるとするならば、住民の本当に今困っている人たちをどこまで、こういった今回出される臨時交付金の中で本当の最後の1人まで救えるかとちょっと考えてみますと、なかなかそれは難しいんじゃないかなあというふうに私は考えます。したがって、今後も国として、今回1次2次ですから、次もまた考えざるを得ない、新しい今度は政権で考えざるを得ないような状況になるかと思っております。しかし、それを待っていたら、困る方がもし村民の中にいらっしゃるとしたら、どうしても私は村単独の施策で、まずはそういった最終的なセーフティネットとして村がその人を、村民を救わなきゃいけないと、そういう立場に立ったときに村の単独施策っていうのはなくてはならないと思うんです。今、私もどんなことが考えられるかちょっと提案できないですが、そういう物の考え方とか支援体制っていうものを今の時点で行政側はどういうふうに考えているか、ちょっとお聞きしたいと思っております。

○村 長 非常に難しいというかの御質問なんですけど、今までも議会の御同意をいただきながら、私ども、最初に個人事業主、小売、飲食業、また従業員を何人か抱えている企業にはこのような形で支援をしたいということで、4月の時点ですけどお話をさせていただきました。その中で、最初にやはりフリーランスはどうするんだという、フリー

ランスの皆さんこそ仕事が全くななくなっている状況、村民の中でこれをやっぱり救わなくてどうするんだという御意見もいただきましたので、私どもとしたら、特にそういうフリーランスという言い方はありませんが、そういう皆さんも含めて、まずもって10万円からということではありますが、支援の方法を計画してきたところでありませぬ。これについては、議会の同意、積極的な発言をいただく中で、村としてはほかのところにも先駆けてやってきたなあというふうな意識であります。

それから、もう一つ、例えば県社会福祉協議会が窓口になりまして資金貸付け、こういったことをやっておりますので、私どももこれに連動して、そうはいってもあの額が全てとは、救えるとは申しませぬし、こういった、セーフティーネットというようなお話もありましたが、貸付けのお金で救えるとは必ずしも思っておりませぬが、村から新たに、400万円ではありますが、社協に預託をした格好で、同意をいただきまして、これも実行しております。こんなことをやってきたわけであります。

例えば、生活福祉資金の融資の状況につきましては、例えば、ちょっと申し上げますと、これは、県社協が融資実行先になって、窓口は中川村社会福祉協議会から申請が行くという、こういうもんですけれど、緊急小口資金は融資決定が6件の貸付金額が110万円です。それから、総合支援資金、これの融資決定が2件で貸付額が120万円です。今申し上げたとおり村の上乗せ貸付け、原資が400万円ということで運用していただいておりますが、決定になったのが3件というふう聞いております。貸付額が30万円ということでございます。そのほか、今年に入ってから社協単独の小口資金として貸付限度額10万円のものとありますけれども、これの決定が1件あったということで、貸付額が7万円というふう聞いております。そういうことで、まだ上乗せの融資については、県社協の資金が実行された方について、ついでに——ついでについてという言い方はないんですが、併せて申込みいただければ村も融資をいたしますということでありますので、これについてはまだしっかり宣伝が行き届いていないとは言いませんけども、やはり借りる皆さんは非常にやはり返さなきゃというところで、当然だと思えますけれども、そのことを本当しっかり頭に入れていくと貸してほしいと言いつ出すのはなかなかちゅうちょされる方もいるかと思っておりますので、このことについては引き続き、コロナも引き続きまだ終息の見込みはありませんし、お話によりますと、まさにフリーランスでいろいろイベントを中心にして仕事をやっている方、全くもう仕事がなくなったというふうにも聞いております。そういう意味からも、まずこの資金を活用いただくというようなことも併せて考えていきたいというのが独自の方策としての1つかなあというふうに思います。

それから、もう一つ、方策ではないんですけど、今申し上げたとおり、なかなかいろんな意味で困ったときに、窓口、どこに相談していったらいいのか分からない方がまだいるかと思えますけれども、こういった方については改めて、ホームページでもお知らせをしておりますけれども、雇用の相談、雇用相談、これについては解雇、離職という職を失った村民の相談窓口として振興課や保健福祉課、包括支援センターで相談に応じておりますけれども、今のところ瀬戸際にあるという深刻なような相談は

ないというふう聞いております。あと、一番の窓口になっておりますのは商工観光係、商工観光の係でありますけれども、こちらのほうは国県の支援策の活用のための支援も行っておりますし、現在は国の臨時交付金を活用した各種の補助事業や、何といたしましてもプレミアム商品券の発行等による支援の間接的な窓口といたしますかになっておりますので、こういったところでもしっかり役割を果たしておるつもりであります。

それから、もう一つ、融資制度を充実したいということで融資枠の拡大と貸付期間の延長、これは1年から2～3年まで据置期間を延長したらどうかということと、無利子の期間、今3年に延長しておりますけれども、これももう少し延長できないかということで、近日中に制度資金の審議会、これを開いていただいて検討いただく予定でございます。

あと、もう一つ、製造業に対しましては、従業員数に応じた支援としまして製造業継続奨励金を考えております。

それから、あと、もちろん農業も影響を、もう既に御存じのとおり、業種によっては、形態によっては受けておるわけでありませぬけれども、国県の支援策の活用のための支援と、今後の社会情勢の変化等による収入減に対応するために、もう一つは、これからも、これは長いスパンでいきますと、果樹農業を中心としましたら農業保険があれなんですよ、何といたしますか、ネットとしての保険制度があるんですけど、農家の、これを、セーフティーネットとしての保険制度の加入促進を図っていきたいということで収入保険の掛金の補助、それと果樹共済の掛金の増額をやることで検討をしております。これは、議会での御質問を何回もいただく中で、これに踏み切るということで、どのぐらいがいいのかということ、これも近隣の様子を見つつ、近隣にやっぱり負けはないと言いませんけども、劣るようなことがないようにしっかりとしていきたいことを考えておるところであります。

それと、もう一つは、実際に離職されてしまった方、今仕事がないよっていう方につきましては、申し出ただけであれば、農家とそういう方々をマッチングして農作業に時従事していただくと、まだまだ農作業が続きますので、これからも、こういった意味で一時休業されている勤労者をマッチングするための窓口を今農政係が担当しております、実際に農家のほうから申し込みもあります。ブドウ農家の方ですけど、収穫作業、これ忙しくなるんで、何とか人をあっせんしてほしいというふうなお話もありましたので、こういうところでしっかりと役割を果たしていくように考えております。

○4 番 (大原 孝芳) 今、村の単独の支援策として幾つも挙げていただきました。

当初、村長言われたように、中川村はいち早くほかの自治体に比べて支援をされたということで、これは本当にほかの、私もよその自治体の議員から中川村はすごい、それから、村民からも非常に早く対応していただいて非常に勇気を頂いたと、そして今回のコロナを乗り越えられたと、そんな思いの言葉も頂いておりますし、非常に期待をされてますし、今の宮下村政をしっかりと住民の皆さんも信頼していると、そう

いう中でございますので、今、貸付け、お金を借りて生活をしのぐ、あるいは機能としてはいろんな金利の負担を負担していただいて、そして回復させていくと、農業についてもいろんな保険の補助等で頑張っていたらきたいというような、そんなようなお話でございます。

1つ、例えば今回のコロナで一番困っている方は、こういう今話に出た方もそうなのですが、弱者の方が特に非常に困ったというような話があります。例えば独居老人とか、いろんな、非常に、弱者っていうのは子どもさんであったり、またそういう高齢者の皆さんですよね。それで、あれですかね、例えばしっかり、何ていうんですか、目視して、いろいろ調査して、あの人は本当に困っているなっていう人はなかなか見えづらいっていうこともあると思うんですが、そういった福祉のほうで、例えば民生委員の皆さんと連帯したとか、した、するとか、それから社共の皆さんと、そういったところの道筋で、今も言った非常に今日のそういう生活困窮者みたいな、そういう方を、何ていうんですかね、援助できる、していくとか、そういう道筋っていうのはどんなふうになっているかお分かりでしょうか。

○村 長 村は、高齢者、それから障害のある方とか、あるいは子育て中の若い親御さんとか、そういうくくり全部含めてですけど、それぞれの部門での主に担当するところはありますけれども、実は包括支援センターが中心になって会議をきちんと定期的に行っております。

それと、ケースによって、こういう方のおうちをどうやって支援していくか、こういう子どもさんをどうやって支援していくか、こういう若い御家庭どういうふうに支援していくかっていうのは、ケースにより、保健センター、それから、もう一つは、うちには社会福祉士が2名、実はおりますので、そういった皆さんと定期的に会議を持って、それぞれの個別にどういうところからの切り口で入り込むかっていうことは、ケースを具体的に具体化してきちんと連携を取りながら行っておりますので、何ていいますか、こういう場合にはこうだということ、すぐには申し上げられませんが、私どもとすると形は非常に充実してきているなというふうには認識とは言いませんが、自負はしております。そういう形で、漏れることなく、いろんな方の困っている方についても、特にコロナ関連で困っている方についても耳にしたらすぐ対応すると、そういうふうな体制を取っておりますので、よろしく申し上げます。

○4 番 (大原 孝芳) 今の村長のお話をお聞きして、住民の皆さんも本当に安心というか、心強く感じたと思います。ぜひ切れ目なくやっていていただきたい、またやっていただけると信じておりますので、よろしく申し上げます。

コロナに関しては最後になりますが、ちょっと読ませていただきます。コロナ禍においては、自粛警察という同調圧力が社会現象として加速している、差別や中傷を許さない姿勢を社会全体で示し、必要な手だてを講じることが大切だと考える。感染する可能性は誰にでもあり、感染者を責めたところで何の安心・安全も得られないと。こういったことで、全国ではいろんな事例が新聞でも報道されていると思います。

たまたま中川村では感染症にかかった方がいらっしやらないので、経験がない方が

いらっしやると思いますが、当初の頃は下伊那で感染した方が、もう非常にバッシングを受けて家に貼り紙をされたとか、非常にこれから、過去の家中、1人の若い男性だったんですが、その家族もいろんな差別を受けたというようなこともお聞きしています。私たちもいろんなお茶話をしている中で、中川村は感染していないもんですから、じゃあ中川村で第1号になっちゃったら大変だよなって、何が大変かっていうと、病気にかかったことが大変じゃなくて、人からどういうふうに見られるかっていうことが大変だっていう、そういう私たちのお茶飲み話で出ますよね。皆さん多分お感じになったと思いますが、岩手県でも当初は誰も1人も出ませんでした。しかし、最初の1人が出たときには大変なことになったというふうにお聞きしています。

そういった中で、私たち人間の中には、どうしてもそういう心の、何ていうんですかね、人を、私は大丈夫で、あの人のためになったとか、そのために私たちが被るとか、そういう心があると思います。しかしながら、こういった風潮っていうのは、非常に社会にとっては、社会生活においては非常にマイナス要因でありますし、ましてや、表向きは非常に皆さん人との信頼関係といい村づくりしようと思っても、一瞬にして壊れてしまいます。したがって、こういうときこそ私は行政がやるべきことがあると思います。よその自治体の悪口を言うわけじゃございませんが、マスクを着けるなんていう条例をつくったところで、私は何の意味もない、逆に私は、もうそういうことを助長するんじゃないかって私は考えます。したがって、村でも広報でコロナウイルスに対してなるべく発生時に例えば東京とかのほうへなるべく行かないようにとか広報していますが、村としてもここら辺は心の問題、あるいは村を、今の村長の話じゃないんですけど、村を信用していただいて、まず、かかったときには自分の身を守ると、そういう発想に変えていただいて、そういうコロナの考え方を持っていたくことも私は大切だと思います。

したがって、何らかの形で村は、こういった心のケアを含めて、この状況下の中で何かできることがあるんじゃないかと私は考えるんですが、村長は何かそういう思いと、こういうことをしていきたいとか、考え方があったらお願いしたいと思います。

○村 長 飯田市で感染をされた方の例が今お話にあったわけでありましてけれども、昭和伊南総合病院勤務の看護師の方が新型コロナウイルスに感染した、こういうことの発表が、伊南行政組合でも発表したわけでありましてけれども、それをしたとたんには病院には多数の苦情を中心とした電話がかかり、非常に対応に苦慮をしたというふうに病院長は言っておりました。

例えば、感染者の家族が同じ職場に勤める職員と一緒に食事を取る、食事をするということを拒否されたという例、濃厚接触者ではない病院職員の家族に対して事業者が、その家族が勤めているところの事業者、会社の経営者だと思っておりますが、出勤停止を命じたという例があるようであります。これは新型コロナウイルス感染症に対する理解不足から来るといえることが考えられるわけでありまして、この感染症の特徴と予防の基本っていったことをやはり繰り返しお知らせする以外に防止することはできないだろうなと思います。ですから私は、今ちょっと話変わりますが、マスクをみ

んなしましょうという、あれはあれで元があるはずですから、私は必要なことではないかなと思っております。

不幸にして感染症にかかった方につきましては、注意不足から感染した、これは自業自得の結果であり、みんなが自粛と自制した生活を送っているのに対して反社会的行為の結果として制裁が加えられて当然という発想の帰結としての行為が自粛警察なるものかなあというふうに思います。感染症にかからないように示された行動規範を守っているがゆえに、みんなの中にストレスがたまっ、その表れとしての行動というふうに見る人もいます。感染症にかかったのは法律に違反したわけではなくて、罰せられる対象でもないというふうに思います。

議員もおっしゃられたように、発症者が出ていない市町村での感染者第1号には絶対になりたくないというふうにするのは、バッシングの対象にされることにもっとおびえているからだというふうに思います。たとえコロナにかかって苦しむよりも、そのことのほうが恐ろしいというふうにみんな思うのかなあというふうに思います。したがって、やることは、やはり中傷、誹謗、爪はじきにする、こういう行為などを行わないようにしましょうということを繰り返し広報し、防災行政無線及び地区総代さんを通じて地区住民宛ての文章等で繰り返し啓発していくしかないだろうと思います。

仮に不幸にしてかかってしまったという場合に、その家族は恐らく仕事にもどこにも出ていくことができないような状態になることが考えられます。私たち、私自身もそうですし、議員さんもそうですし、みんながそういう状況にあるかというふうに思うわけでありまして、仮にそういうふうになった場合には、村としては、その家族、その生活を守るようなことを自主的にひとつ考えていきたいというふうに考えております。具体的にどうだということ、ちょっとここでは申し上げませんが、そういう決意ではあります。

○4 番 (大原 孝芳) 今、村長が言われたこと、行政としてできることってというのは、絶対にそういうことを啓発していくということっていうお答えがありました。

ぜひ、やっぱりこういうときこそ私たち一人一人の、また住民の、この地域の質が問われると思います。

余談ですが、ちょっと間違っているかもしれないけど、島で、鹿児島島の島でウイルスが発生したときに、5,000人ぐらいの島だったそうですが、与論島だったか、そこで発生して、そして当然病院がないもんですから九州のほうへ運ばれて治ってきたと、そうしたら、当初は本当に非難ごうごうで、もう村八分になるんじゃないかと思ったら、治って帰ってきたときには島民がみんなで大丈夫だったかと言って心配してくれたと。そういう、なぜそういうことができる、今、自粛警察が叫ばれている中で、なぜその島はそういうような人の心が醸成されたかかってということが記事に載っていました。やっぱり、ぜひ中川村も、そういう島とは、陸続きなもんですからちょっと違いかもかもしれませんが、ぜひそういう地域になっていただきたいと、かかった方の病気を、体の安全を気遣うような村民であっていただきたいと、そんなことを感じました。

じゃあ、次に参ります。次に、「地方制度調査会の答申案に関連して、村の将来を問う」ということでお願いしたいと思います。

村では、今年になって第6次総合計画で、もう既に、もう始まっております。総合計画ってというのは10年を目途に設定し、基本計画として5年ごとに見直していくと、そういうようなことであります。

今回の地方制度調査会というのは20年後の各自治体の在り方というものを答申しているわけでありまして、私たちが今20年先をどうこう言うっていても、なかなか腑に落ちないところが多分多々あると思います。

しかしながら、現在の人口減の状況を見てみますと、例えば、あれですかね、人口の変異への6次総合計画の表で見ますと、2030年、つまりちょうど総合計画が終了するときには人口が今から500人ぐらい減ったことになっていました。それで、2040年ってというのは、中川村の人口は、いろいろ施策は打っていたんですが3,900人ということで、大体10年で500人ぐらい減っていくという、そんなような試算表で、今回、何ですか、6次総合計画はこういうふうに表示されております。

したがって、20年後の中川村がどうなっているかっていうことをここで議論しても、なかなか煮詰まらないと思います。しかしながら、国は、こういう人口減少の中で、これはどっちかっていう自然減で、中川村は当然出生率よりも亡くなっていく方が多いもんですから、自然減で相当こういったところに近づくと思います。そういった中で、答申が出れば、国もそれに対して何らかの施策を打ってくるわけでございます。ちょっと内容について、私も、これは報道で出たもんですから、ちょっと読ませていただきますが、何を言っているかといいますと、自治体ごとに異なるデジタルの情報システムを標準化しようと、それからNPOの企業などと、公共のこと、それから共同、つまりお互いに助け合うことですかね、そしてまた「私」というのは民間のことですかね、の連携を深める、それから都道府県が市町村の業務を補完するっていうことは、今の役場の職員だけではできなくなるから、多分県のほうから県の職員に来ていただいてお手伝いをしていただくっていうようなことだと思います。それから、私たちのことでありますが、議員の成り手が足りなくなっちゃうで、それを制度として何か整えようと、そんなようなことを答申しているわけでありまして、いずれ新しい指導者が選ばれますので、その方がその答申を受けて何らかの形で発表されてくると思います。

こんなことが報道された中で、村長は、この制度がどの程度具体化されるかっていうことはちょっと私たちにも分かりませんが、こういった報道がございましたので、幾つかの、何ていうんですかね、事項があるわけですが、村にとってここ20年後を見据えたとき、どういうことが一番問題になるかっていうふうにお考えか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○村 長 議員お尋ねの村に大きく関わる方向はなんであるかっていうことについて私が思っているところを述べたいと思います。

地方行政の、やはりデジタル化の推進かなあというふうに思います。答申にあるよ

うに、行政サービスの提供の方法を平時から Society5.0、これは国が進める次世代のデジタル社会のことをいうわけでありませけれども、Society5.0における技術の進展を最大限活用したものへと変革して、デジタル社会の基盤となるサービスを提供していく必要があるということであるかと思ひます。社会全体でデジタル化が進めば、東京の一極集中の人口の変調の緩和、都市型洪水等の災害や南海トラフ付近で起こる大地震、首都直下型地震等の被害の軽減化、そして感染症蔓延のリスクに低減にもつながるために、国を挙げて進めるというふうには思っております。急速に社会全体にデジタル化が進む中で、行政サービスも省力化と効率化を図る上で、これは避けられないと、積極的に取り組んでいく必要があると考えております。まず、そのためには、地方公共団体の情報システムの標準化ということをお答申でも言っておりますけれども、これをまずやる必要があるということと、人工知能、AIの最先端の技術を導入して、中でも保健福祉業務、水道、下水道などインフラの維持管理、窓口業務でも分かりやすくスピーディーな処理が期待できます。こういったところで将来の人材不足を補いつつ、住民の利便性向上に寄与するものというふうには思っております。一番思ふのは、そこら辺、お答申の中で村に大きく関わるといふ方向はそこかなあと思ひます。あとは、いろいろありますけど、これはまた、それぞれ考え方もありますけれども、一番はそこだと認識しています。

○4 番 (大原 孝芳) 今、村長はデジタルのことが一番大きな問題だということでございます。

いずれ、これは中川村に限ったことじゃないですので、いろんな形で国のほうから、これは制度として国のほうからこうしなさいと多分言ってくると思うんですね。したがって、少なからずそういうような気持ちでおっていただいて、私の言った市町村の、私は都道府県が市町村の業務を補完するなんていうことはあまり日常的には考えられないもんですからですけど、結構、こういうふうには報道されますと、ああ、そういうこともありかなと思ったりするんです。したがって、私は、取りあえず住民の皆さん、あるいは今日おいでの行政の幹部の皆さんとこんな話を共有しながら、また話していきたいなと思ひます。

最後になります。お答申の中で広域連携の在り方についてのことが書かれていまして、いろんな論評を見ますと、今回政府は、今までは政府主導の連携中枢都市構想というのを法制化して、国がそれを中心となってもう進めていくと、そういうような態度だったんですが、今回、賛成か反対かっていうか、賛否両論を併記したということであるんな論評が書かれておりました。つまり、現在、私どもは上伊那広域でやっている、それから一部事務組合で伊南行政組合というふうで、今のところそんなに大きな問題もなく来ていましたし、それから、事業としてはもうある程度、消防、あるいはごみ焼却炉、それから一部事務組合では病院、それから、あれもありますかね、火葬場のこともあります、一部事務組合で。そういった中で、当面すぐ問題がどうこうということじゃないんですが、例えば将来的に連携中枢都市構想っていうのが出てくると、例えば中川村は、今まで上伊那のくくりの中で動いていますが、じゃあ飯田市を中心

の都市として、例えばいろんな、今言ったように医療、防災、観光、福祉、産業なんかは、そういった行政区を飛び越えて行っていくようなことだとして考えられるわけですよ。現在やっているところは県をまたぐとか、それから、例えば私がこの前ちょっと聞いたことは、富士見町が例えば北斗市といろんなことで提携していると、そんなようなお話も聞いています。ですので、大きく上伊那とか下伊那の行政区の垣根がなくなってくるっていうことも推察できます。

したがって、今の段階で村としてのニーズっていうのはそれほど大きくはないと思ひますが、将来を見据えたときに、村長は、そういった、何ですかね、行政区を超えたこういった、国がこうやりなさいっていうことは賛否あるんですが、将来的に考えられる広域行政っていうのはどういうふうには、今、現時点でお考えか、ちょっとお聞きしたいと思ひますが。

○村 長 その前に、今度の地方制度調査会のお答申の中で地方公共団体の広域連携の在り方に関して、広域連携による基礎自治体の行政サービスの提供の基本的な考え方に対してお答申があったわけでありませけれども、1つは、今おっしゃるように法の法制化をしても連携——連携といいますか、今おっしゃったような形の中核となる市、これを中心にして行政の効率化をはかったらどうかということをお法制化しても進めるべきであるということに対して、実は両論併記となった原因があるかと思ひます。それは、法制化することによって特定の広域連携への枠組みへ誘導されてしまう、それで市町村の自主性を損なう恐れがあるということで、法制化をする以外にも対応方策が考えられるのではないかという意見があったということが記述されておりました。特に、この背景は、やはり平成11年度以後進められました平成の大合併、これにより合併した円辺部、中川村はもし合併が進めば円辺部ということになってしまうかと思ひますが、円辺部の町村の急激な人口の減少、地域の中心である役場がなくなることなどを全国の町村では経験しておまして、小さくても地域を残すことに腐心しながら頑張っている町村、離島の存在などに冷や水を浴びせるものとして大きく反発があったということでもあります。全国の町村を代表して全国町村会というのがあります。この荒木会長が強くこの中で意見陳述を行った結果でもあるというふうには思っております。

現在のところ、今、議員もおっしゃられましたとおり、住民の医療要件に応じて中核病院を運営しております。また、し尿、汚泥処理を行い、住民の最後を送る火葬場などの住民直結の行政は伊南行政組合が伝統的に担ってきております。さらに、住民票、戸籍などの法定事務、住民税、各種料金徴収などは上伊那広域連合が協定の下に連携処理しております。さらに、ごみ処理も昨年からは新たに広域で始まっております。そして、消防体制も上伊那で一本化をいたしました。これも広域連合が対応をしておるところであります。共通する行政事務は広域化によるスケールメリットに沿ったものであろうかと思ひませけれども、住民の目から効率化がこれはされなければならないというふうには思ひませませ、中央、つまり国といひませ、そういったところから見て効率的であってはならないだろうと、それでは地方自治体の意味が全くな

いというふうに思っておりますので、私はそのように考えております。

したがって、市町村の枠で伊那地方を考える、市町村というかの枠でもって伊那地方を考えるべきではないというふうに思いますけれども、地方自治体という単位で考えるべきではないだろうというのは、何ていいますか、特に伊那地方を訪れるような旅行者ですとか観光客の皆さんの受入れの対応くらいかなあというふうに考えるところでもあります。したがって、今あります上伊那広域連合、それから飯田、下伊那には飯田市を中心にして協定をそれぞれの町村と結んでおります飯田下伊那定住自立圏というものが成立しております。それから、リニア時代を想定した伊那谷市町村の連携、これで十分じゃないのかなと、これ以上何か必要なのかなということを今思っております。

先ほどデジタル化が必要だというふうに言ったのは、もっと大きな意味で共通して使えるものを早く整備したほうが住民にはいいという意味でありまして、今度の連携とはちょっと違うと思っておりますけれども、そんなふうに考えております。

○4 番 (大原 孝芳) 村長も国へ行って町村会の会合、あるいは県の、今は長和町の羽田町長が県の会長をやって、皆さん同じように、先ほど言われたように平成の大合併のあの反省から、今回の答申の案についても、今、村長が言われたようなことだそうですので、ぜひ、いろんな自治体の同じような立場の皆さんですので、ぜひ村長の言われたようなお考えを皆さんと共有していただいて、ぜひ進むべき道を進んで、将来の村民の生活をぜひ支えていただきたいと、そんなことを申しまして、一般質問を終わります。

○議 長 これで大原孝芳議員の一般質問を終わります。
ここで暫時休憩とします。再開は午前11時5分といたします。

[午前10時43分 休憩]

[午前11時02分 再開]

○議 長 会議を再開します。
休憩前に引き続き一般質問を行います。

2番 飯島寛議員。

○2 番 (飯島 寛) 私は、さきに提出しました一般質問通告書に基づき質問します。

1 「耕作放棄地」および「空き家とその周辺の土地」について。

私は、現在、横前地区の役員を仰せつかっております。今般の7月の豪雨で特に美里地区が大変大きな被害を受けたと聞いておりますが、横前地区でも農地やら原野やらで若干ですが被害が出たということで、地区3役と関連住民とで現地視察をいたしました。今回の豪雨の被害状況は当然一元管理されていると思うのですが、視察する中で関連住民の方から被害場所が農地、原野、山林、村道、農道により村の所轄部署が違いますので、補助金等の申請等においてどこに相談していいのかというようなことで大変戸惑うというような話がありまして、私も理論的には分かるんですが、そういう話を聞くまでは簡単にできるものかと思っていたら、そうじゃないんだなあということを知ることになりました。当然、長く居住しておって農地等をお持ちでしよっ

ちゅう被害に遭うような方たちについては、どこにどういう相談を持っていけばいいのかとか、どういう手続をすればいいのかとかいうようなことは熟知しているのかもかもしれませんけれども、私のように村外に勤務しておったり、あるいは非農家でそういったこととかかわりのない生活をしている人、あるいは転居してきた人たち、さらには若くて世代交代した人たちについては、何が何だかというような状況がなきにしも限らないということが危惧されるわけでございます。百年に一度、五十年に一度、経験したことの無い災害などと言われますけれども、今後は、こういった災害が常時起きると想定しなければならないと思います。

こうした状況に鑑みて、防災対策の一環とした農地等の被害状況の相談窓口はどこかといった外部的、あるいはフロー的なもの、あるいはいつも広報でそれを知らせるべきとか、そういった形の何かガイドブック的なものがあるのかどうか、あれば、その周知はどのように村民の人たちに行っているのか、逆にそういったものは広報でやっているからいいよといった別件記事に終わっているんならば、きちっとしたことを周知させる方策を講じる必要があると思いますので、そのようなことについて村長の認識をお聞きます。

○村 長 災害復旧相談の窓口につきましては、村道、河川につきましては建設水道課、林道や受益者のある農業用施設、農地につきましては振興課であります。広範囲の窓口ではなく、役場に御連絡いただければ担当課に御案内できるものというふうに思っております。改めて庁内に担当業務の窓口であることを徹底することで、ガイドブックの作成の代わりになろうかと思っておりますので、ガイドブック、あんないというようなものを作る考えはありません。

また、年度当初の総代会、土木林務部長会でも、窓口についても、このことは触れておりますので、地区役員の皆様からも住民の方から相談があった場合には担当部署の御案内をお願いしたいというふうに思います。

○2 番 (飯島 寛) 期待どおりのお答えではございましたけれども、特にお願いしたいのは、上から目線で決して受け付けをなさらないように、困ったときには、きっとどうしたらいいか分からん、どうしたらいいのよっていう形でうろたえていると思いますので、そういったことについて懇切丁寧に、こうしたらいいですよ、ああしたらいいですよという対応をしていただきたいということをお願いしておきます。

続きまして、現地視察の際に、基盤整備した畑ののり面の除草作業が傾斜がきつくて草刈り機が使えないとして除草剤を使用したため、のり面が脆弱となり、今般の豪雨で崩落した箇所がありました。当然、その所有者からは村からは保全管理が不十分として自主復旧を促されたというような話がありました。これがうそか本当かは、きちんと確認はしてございません。

素人の私の目には、擁壁を打つとか除草剤を散布するしかこの除草については手だてがないのかなあというように思われましたけど、どういった基準でこれは自主管理の部署ですよ、あるいは公的な補助で復旧するべきものですよというような判断がなされているのかについてお聞きます。

○振興課長 農地等の公共災害復旧工事につきましては、日雨量が80mm以上、または1時間雨量20mm以上などの気象条件で発生した災害で、また復旧工事が40万円以上のものが公共災害の復旧工事の対象ということになります。また、工事につきましては、基本的には原型復旧というものが基本になりますので、機能強化といったものは街灯になりません。また、適正に管理されていない場合ですとか耕作放棄地などについても該当にならないということになります。これが判断基準ということになります。

今回の箇所につきましては、県の担当者などと確認を行ったところ、工事費が40万円以上にはならないという判断の中で、公共工事費の該当にはならないというふうにしたところであります。

また、議員御指摘のとおり、除草剤を使用しますとりのり面が弱く崩れやすくなりますので、その点についても所有者の方にはお話をさせていただいたところでありますけれども、これをもって対象にならないというふうに判断したわけではございません。

○2 番 (飯島 寛) 双方の意見を私は十分承知をしておりましたけれども、たまたま40万円にならなかったからということですが、誰が見てもこれはきつときついなあという判断がされましたので、今後そういうものに対してどうした手だてを講じていかってということは後々の課題になるかというふう認識をしております。

続きまして、被災地付近のついで見て回ったんですけれども、その農地の中に手が入っていないヒノキの、一部ですけれども、山林が複数か所ありました、1か所だけではなかったわけですが、おい、何でこんなところに林があるんだいってというようなことを聞きましたら、当初は農地だったんだけど、多分これは面倒で手入れがいかんからヒノキを植えて原野か山林に地目変更したんじゃないかなってというような、確認はしてございませんけど、話がありました。また、別のところへ行ってみれば、完全に林野になっているんですけれども、全く農地のままのところへこれが生えているんだっていう説明がありましたんで、これは問題だなあということをおっしゃって思いましたけども、その両方とも、実名を挙げていいのかわかりませんが、農地でありながら実山林となっている耕作放棄地や現状認定から山林としたもの手入れがされていないものについては、どういった策を講ずることが具体的には可能なのかお尋ねします。

8月の広報なかかわに支障木伐採や遊休農地の解消月間の記事が掲載されております。しかし、地区に1名の農業委員では、こうしたボランティア作業には限度があると思われま。農地でありながら実山林となっている耕作放棄地や現状認定から山林としたもの手入れがされていないものについては、どういった策を講ずることが具体的には可能なのかお尋ねします。

○振興課長 まず初めに、農業委員さんのお話が出てきたところではありますが、ヒノキの枝打ち作業につきましては、これは農業委員さんの業務ということではなく、相談を受けて

行った個人的なボランティアだというふう聞いております。

農業委員さんにつきましては、遊休農地の解消ですとか、隣接農地へ影響を及ぼしているような場合につきましては、一部の委員さんにつきましては実際に作業を行っているという方もいらっしゃいますけれども、基本的には委員さんは調べたり指導をするといったところが業務でございまして、実作業までのところは農業委員会としては求めているというところがございます。

農地の中には、農地転用を行わずにヒノキなどの植栽を行ってしまうような場合がございますけれども、農地を山林に地目変更するには、原則、農地転用の手続が必要になってきます。

また、耕作放棄地で山林化してしまった場合につきましては、農振農用地ですとか基盤整備を行った農地であれば、これは基本的には耕作できる状態に戻すといったところが必要でありますけれども、農地に戻す場合につきましては、条件によりますけれども、村のほうで農地再生支援事業といった補助も用意しておりますので、これを活用しての再生も考えられるということで、年に数か所の活用で農地の再生をしているということもございます。

また、自然に山林化してしましまして相当な年数がたっている山際の農地につきましては、農業委員会で協議の上、非農地といったこともできる場合がございます。

農地でありながら実質山林化してしまっている耕作放棄地につきましては、農地とも山林とも取れず、木々の管理につきましては公的な支援がないといったところが現状でございまして、所有者が管理するということが必要になってくるところであります。

しかしながら、隣接の農地などに影響を及ぼしているといった場合につきましては、地域の話合いの下の中で多面的機能支払交付金などを活用して地域の中で解消するといったところも考えられるかというふうに思っております。

○2 番 (飯島 寛) なぜそんな質問をしたかといいますと、実は、現地を見聞した人の間の中で、農業委員が実質農地なのに山林になっておるものを手入れするというのは、それは認めたってことになるのかということで、ちょっと陰悪なムードになりかけたんで、こちらとすれば、一応地目等を確認した上で軽率な行動はとるなというふうに戒めたというか、した経過がございましたんで、そういった対応についてクエスチョンマークだったんで質問したわけでございます。

続きまして、また視察の際に近隣の農道について、農道の両面の耕作地の所有者が草刈り等の保全管理を行っている、舗装されているわけではありませんので行っているわけですが、耕作放棄地の隣接道路や、たまたま隣に山林が境を接しておりましたので、片面しか除草等の管理が入らないということで、農道は利用者が管理すべきと言えば特定個人に負担がかかりますし、農業委員と特定個人の負担軽減をどうすればいいのかわかりませんが、村の考えがあったらお聞きしたいと思います。

○振興課長 農道につきましては、基本的には受益者の方がいらっしゃいますので、受益者の方が管理していただくということが基本であります。そんな関係で、隣接農地の方が併

せて草刈りの管理をしているというところが多いというふうに思います。

路面などの補修につきましてはまず出し協働事業の活用、草刈りのなどの保全管理につきましては多面的機能支払等の共同作業で管理するということも考えられます。地域の話合いの中で負担軽減や作業の仕方などについて御検討をいただければというふうに思っております。地区によっては、地区の話合いの中でそういうところを管理するというふうに聞いておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○2 番 (飯島 寛) 基本的には隣接する方たちの御努力と、嫌な言い方ですけど犠牲を払っていただくということが最終的な結論なのかなというふうに認識していいわけですね。

続きまして、この関係では最後になりますけれども、私の地区内には空き家が5軒あります。このうち1軒は、御承知のように村が管理をして、別の使用目的で管理者ができました。残りのうち1軒は、親戚の方だと思われまはすけれども、草刈り等の手入れが行き届いております。残りの3軒については、管理者がおらずに荒れ放題となっております。家の周りの除草とか、そういったことですが、当然、景観を損ねるとして何らかの手だてを講じなきゃならんのかなあというふうには思ひます。また、そのうちの1軒の耕作地ののり面は、耕作地がありますので、その耕作地ののり面は隣組の共同作業で草刈りの作業を行っております。先ほどの話と関連しますが、やっておりますけれども、空き家そのものは荒れ放題になっております。背丈がこんなになっている草がぼうぼうと庭やなんかには生えております。また、別の1軒の空き家では、家の周囲の草刈りが、伸びていた草が刈られておるんで、近くの人に誰が刈ったのって聞きましたら、俺が刈ったということで、ああ、そうなのって言って、御苦労さまでしたねなんて言いながら、たまたまその所有者の親戚に当たる人は遠隔地であり、何もできないし、トラクターやなんかもあるんだけれども、俺が管理すると言ひ張って聞きませんので、これも問題かなあというふうには思ひます。

こうした空き家の外回りの管理、庭等を含めた、打つ手はないとして諦めるしかないのかなと。周囲地の管理で草刈り程度はシルバー人材センター等に村が依頼するなどの措置を講ずることはできないのか。これでは日本で最も美しい村連合を自負しておる中川村が、あちこちあちこち荒れ放題の土地が出てきちまって、どこが美しいんだということになりかねないんじゃないかというふうには思ひますので、これについて村長等の見解をお聞きします。

○村 長 村の空き家対策につきましては、3月の全員協議会において御説明したとおりでございますが、空家等対策特別措置法に基づき本年3月に策定をいたしました中川村空家等対策計画に沿って進めていく方針であります。

今年7月に第1回空家等対策協議会を開催し、関係機関、専門家の方々にお集まりいただきまして、村内の空き家の現状や今後の対策等について情報交換、そして意見交換を行いました。

本計画の策定によりまして、適正に管理がされず周囲に悪影響を及ぼしている空き家等につきましては、空家等対策協議会に因って特定空家に認定をし、法律に基づい

て村が助言、指導、勧告を行い、改善が見られない場合には、最終的には行政代執行の措置が可能になります。所有者が不明で確認できない場合は、略式代執行という方法も可能だそうでありまはす。ただし、特定空家の認定には明確な基準が必要でありまはす。その基準づくりのために現在検討中ということでございます。

基本的に、建物、土地を含めて、個人の財産につきましては所有者による管理が原則でありまして、まずは特定空家にしないことが重要でありまはす。空き家等の情報把握とともに、今後、さらに適正な管理について所有者への啓発を行って行く考えであります。

しかし、空き家対策は、啓発だけでは非常に難しい面もあはす。ほかの自治体でも先進的な取組を始めているところがありますので、こういった事例等があれば参考にして前に進めていきたいというふうには思ひます。

○2 番 (飯島 寛) 空き家対策事業については、議員の中の松村議員が参加してありますし、重々承知はしてありますが、正直なところ、現状を見過ごすわけにはいかないので、こういった質問に及んだわけでありまはす。シルバーセンターとかを使うというのも選択肢の1つとして、これは1つの提案でありまはすので、そういったことも対策の中で協議していただければというふうには思ひます。

続きまして、2番「「なかがわ生活応援商品券」について」。

新型コロナ対策事業としてなかがわ生活応援商品券の発売が計画され、商品券の発売が開始されました。

村内金融機関職員として3年間勤務した経験がある私には、村内の商工業の趨勢はある程度承知をしておりましたので、果たして売れるのかというようなことで不安がありましたので、商工観光課に8月の25日の日に確認をしましたら、8月中には完売できるというような見込みのことを、今日、話を聞きまして、安心したところがあります。

商品券の取扱店一覧表を見て——店というか、取扱業者一覧表を見て、私が中川村に勤務したころに比べ、相変わらず取扱業者少ないなあと思ひました。これは私のうがった考えかもしれませんが、周りの人たちに商品券を何に使うのということ聞いてみました。購入者の中からは、ふだん村内業者はあまり使わないんだけれども割引になるから使うということとか、診療所に通っているので薬局が対象になっているから薬代が割引になるのかとか、住宅を修理したいので建設業者も入っているからその修理代の足しにするのか、そういったような声がかれました。村のためになるとか、そういうのではなくて、ただ得だからというのが主な購入目的と思ひましたので、若干の寂しさも感じました。しかしながら、多くの人たちが自分の生活を守ることには専念しなくてはならないほどコロナウイルス禍は影響が大きいのかというふうにも感じました。

ちまたでは、新型コロナウイルス禍の中、量販店が実績を伸ばしていると聞きます。村内商工業者の方々には大変失礼かもしれませんが、駒不足の感が否めません。新型コロナウイルス対策事業としてのなかがわ生活応援商品券は、持ち駒不足の中でも、

○村 長

見方を変えれば大きなビジネスチャンスだと思われます。せめてチャオが道の駅だったらなあど、若干の寂しさも覚えます。

このことにつきまして、村の感想はどんなふうに考えておられるのか、なかがわ生活応援商品券販売を通じて商工業振興の側面支援となるという考えが村長にはおありになるのかどうか、基本的なスタンスについてお聞きしたいと思います。

まず、8月末現在の販売実績について申し上げたいと思います。

予定をしておりますのは5,000セット、1セット1万500円でありますので、5,000セット全て売れたとしますと、利用されたとすると5,250万円の、何ていいますか、商品価値があるというふうに考えております。

使用期限につきましては、令和3年の1月10日までであります。

8月末現在の販売の実績ですけど、約4,100セットで85%になっております。

世帯では約9割の方が購入をさせていただいております。

残り15%、900セットから約1,000セットまだあるわけでありましてけれども、この分につきましては、購入権を紛失された方への優先的な販売、先に購入権をお配りしておりますので、意外とこれが、あ、どっか行っちゃったっていう方もいるようでありますので、優先的に販売をすること、それから村内企業へ勤めている方、村外の方及び村内の希望者の方への販売を9月中に計画をしております。これによりまして、5,000セット、まず売り切るということで考えております。

現在の換金の状況について申し上げたいと思いますけれども、飲食用の500円券、飲食店で利用できる500円券でありますので、63万1,500円が使用されておるということであります。1,000円券でありますけれども、1,000円券は10枚つづりということですけど、総額で2,195万5,000円が使用をされております。合計で2,258万6,500円が使われておるということでありますので、予定をしております販売総額5,250万円の約45%が消費されたということで御理解をいただきたいということでもあります。

それから、プレミアム商品券につきましては、商工会の会員だけではなくて、この際、商工業を個人で営まれている方も含めて、最終的には商工会のような組織に入ってくださいことも検討に入れながら、そういう方々のところでも使えるようにしてあります。ただし、村内の業者ということでもありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

このことでもありますけれども、村内には特徴がある魅力的な店舗や事業者が、私は、結構こういうふうに見てみますと多いというふうに思っておりますので、追加の販売をしてほしいという要望も多く寄せられております。近々のうちには5,000セットを完売し、村内経済の活性化と村民の生活支援の一助としたいと思っておりますし、十分これに、今のところ45%でありますけれども、もう一度、ギアを一段入れてお使いいただきたいと、使ってこそ初めて使う側のメリット、これは消費資する側の生活防衛ということもありますし、そしてまた参加しているお店の、何ていいますか、売上げ増によってお店も元気になるということでもありますので、十分それがかなえられるように、一段とギアを上げた取組をしてみたいというふうに考えております。

○2 番

(飯島 寛) 今のお答えで、商品券販売で商工業振興の側面支援となっていると認識しているというふうに理解してよろしいということだと思います。

少子高齢化が進む中で、現状では村内循環バスの利用者はあまり多くないと認識しております。しかし、そう遠くない将来、運転免許証の返納者が増え、移動手段を持たない老人だけの世帯が大多数を占めてくる事態が訪れることは必至であると思われまます。こうした過程を経て、企業誘致や若者の働き場所の確保もままならず、生活環境はますます狭く不便なものとなっていくものと思われまます。これは私の被害妄想かもしれませんが。

村内でも指定金融機関のJ A上伊那は、2月から片桐支所を廃止し、ATMだけとなり、交流センターに変わっちゃうわけですが、大草の中川支所は逆にATMをなくしたと聞いております。そうなりますと、土日だけは使えなくなっちゃうんで非常に不便になるのかなあというふうに思いますし、また信金の中川支店も、先ほど、先般、支店長が来まして、10月1日からお昼休みを11時半から12時半まで行います、人件費もなかなか、もうからないので休業の時間を取るんだよというようなことで、中川支店だけじゃなくて、小型の店舗は幾つもの、5店舗ほどやるというような話でございましたんで、そうすると、じゃあATMはどうなるんだね、ATMは動かしておりますというような話でしたんで、どっちにしても勤労者みたいないろんな手続したいなあという人にとっては、ちょうどお昼休みの時間が挟まれちゃうんで、非常にきついタイトなものになっちゃうのかなあというふうで、不便さが増してくるなあというふうに思います。

そうした経済の中で、私たちの生活環境はますます不便なものになってきています。結論的に言えば、私のこれは一方的な考えかもしれませんが、若年層や勤労世帯は、どちらかという外向き度が強い傾向になって、内向き度を増しているのは高齢者世帯であるというふうに思っておりますので、そうなってくれば移動手段を持たない高齢者が頼れるのは村内商工業者のみとなってきます。そのためには、新規企業者の発掘もさることながら、既存商工業者への全面的なバックアップが必要だと思っておりますが、私の認識では決して十分であるとは思えません。嫌な言い方をすれば、既存の商工業者の中には、嫌な言い方ですけどもワーキングプア化しかねない方たちも結構いらっしゃるんじゃないかなあというふうに思います。

今般、新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金の概要が示されましたけれども、第2次の合計配分額は1億9,300万円で、新しい生活様式対応が1億7,300万円と大半を占めておまして、事業継続対応分は2,000万円です。事業継続のためというネガティブなもので、決してポジティブなものではないわけですけども、さらに利子補給、保証料補填事業は第1次、第2次と合わせて2,400万円です。私が6月の定例会で申し上げましたように、利子補給や保証料は起債ではありませんけれども、借入金ですから、補填をしても返さなくてはならないわけですから、ワーキングプアとなりかねない人たちが返さなきゃならないものしよってでも事業を継続しなきゃならない、借入したわけですから、非常にこれからも先は厳しいことを強いられる、若干の低金利

時代に保証料や利息を割り引かれても、ちっともうれしくねえよ、返さなきゃならんよという事態が来ますので、これは6月の質問に関連しちゃいますので、この程度にしておきますけれども、決して楽ではないということだけは御認識いただきたいと思っております。

将来を見越して、新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援以外に、村内商工業者にこうした状況を踏まえて潤沢な資金を供給し、高齢化社会を生き抜くための経営指導の実効性を確保していく必要があると私は考えますが、こうした状況下で新たな商工業者支援策を講じていく、コロナ対策だけではなくて、必要性を認識して対応していく用意はあるのか、村長にお聞きします。

○村 長 新型コロナウイルス対策につきましては、やはり窓口になって一生懸命やっただいておるのが商工会事務局だというふうに思っております。それと、あと金融機関、もちろんそういった皆さんにも入っていただきながら——そういった皆さんにもっていか、金融機関の皆さんと併せて意見交換をしておるわけでありましてけれども、やはり今度のコロナの騒ぎの中で、やはりこの際、もう売上げも大分落ちてきているし、後継者もあれだし——あれだしてというのは、なかなかないし、もうこの際、事業継続、もう閉めようかというようなことも、これは決して村外の話ではなくて、中川村の中にもあるわけでありまして、できるだけっていうか、できるのであれば事業継続をする、そして、また関連していく上で雇用を確保していく、こういうことを主眼に、融資制度の充実ですとか各種の給付金、補助金等、施策の実施をしてきたところでありまして。当然、こういったお金でもって何とかするっていうことじゃなくて、議員お尋ねの、やはり経営、これからどうやっていく、経営ですね、経営をどういうふうにしていくかっていうことについても議論をしておるところでありますけれども、今ある支援策につきましても十分とまでは言えませんが、融資制度、各種補助金の見直しを行ってきました。

それから、先ほど4番議員の御質問にもありましたが、これは金融機関、それから保証協会、そしてまた何よりも制度資金の運営審議会の皆様の合意がなければできませんけれども、今ある、この大変な中で、議員もおっしゃられるように、借金を返すっていうことは、利息は取りあえず村が仮に補填をしたとしても、元金は利益の中から返さないと当然駄目ですので、そういうふうな経営になっていかなければいけませんけれども、当面のところは、やはりコロナの影響がずっと続くということがありますから、村としましては、3年間に延ばした、例えば利子補給、無利子の期間、これを行政も頑張りますから、もう少し、影響がずっと続きますから、倍くらいに延ばせないか、これには金融機関の考え方もあるでしょうし、もちろん保証協会が何て言うか分かりませんが、そこら辺についても合意ができないのかということで、大胆な提起を今度していきたいということを1つ——今度っていうか、近々やりますけれども、考えておるところであります。そういう意味で、補助金の見直しはこれで終わりではなくて——補助金っていうか、制度資金の見直しもずっと継続してやっていかなければならないというふうに考えております。

経営指導につきましては、これは商工団体への支援により実施をしてきたところでありまして、創業支援も含めて、現在、経営の指導を商工会にはやっていただいております。

新たな商工業者の支援策につきましては、今後の新型コロナウイルスによる影響等も考慮しながら、住民生活の維持と雇用の場の確保など、持続可能な中川村の商工業者、こういったことの将来を見据えて、関係者の意見を聞きながら、必要な施策を検討する。これは、今までは型どおりとは言いませんが、定期的にやってきたということでもありますけれども、これからは、もう既にコロナの影響がこのように出ておりますので、影響が出る、じゃあ日々状況も苦しくなっていくないように、やはり定期的な連絡、先ほど金融機関、それから商工会含めてやっておるといふふうに申しましたけれども、これからは、そういうことを常に念頭に置いてやっていく、こういうつもりでありますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

○2 番 (飯島 寛) 別に何もしていないよということを申しておるわけではございませんので、認識してください。

コロナ禍はいずれ回復するでしょうけれども、金融業界では不景気から景気回復が始まる時に一番倒産件数が増えるということが言われております。それだけ資金調達ができなくなってきておる状況で景気回復すると潤沢な資金が要るよということになるわけでございますので、コロナが回復するときには相当な資金が必要になると商工業者は認識してもらわなきゃなりませんし、そういったことの意識づけを促していくっていうことも大事な事かというふうに思っておりますし、潤沢な資金と申しましたけれども、そういった意味も含まれております。

また、特にお願ひしたいのは、従来ではやせ細っていく商工業者について、従来の、失礼な言い方かもしれませんが、コンサルタント的業務を当然金融機関もやっておりますけれども、商工会とタイアップして有能な人材を確保しながらどんどんやっていくことも政策の1つというふうに私は考えておりますので、ぜひそれを実行に移していただきたいことをお願ひして、私の質問を終わります。

○議 長 これで飯島寛議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時ちょうどといたします。

[午前11時43分 休憩]

[午後 0時57分 再開]

○議 長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

5番 松村利宏議員。

○5 番 (松村 利宏) 私は、通告書に基づき3問、これの質問をいたします。

まず1つ目は「国道153号線坂戸地区のバイパスについて」でございます。

国道153号は、中川村唯一の幹線道路であります。さらに、伊那谷を南北につなぐ唯一の国道であります。

国道153号、坂戸付近は、過去何回も災害が発生しており、頻繁にのり面保護工事

を実施しております。国道153号は県が管理しており、各種要望は県に行く必要があります。村、議会は、国道153号、坂戸を通行しないバイパス建設を県に要望しているわけですが、優先順位が低いということでめどが立っていない状況になっています。さらに、中部伊那町村議会、中川村、飯島町、松川町、大鹿村は、令和元年にリニア時代に対応できるよう153号バイパス建設を県に要望しましたが、国道153号、駒ヶ根から伊那市間のバイパス建設を優先するため却下されました。このように、何回も要望しておりますが、一向に聞き入れてもらっていません。この状態について村長はどのように考えておられますか。

○村長 議員おっしゃるとおり、長野県が管理する国道153号は、平成22年4月22日に大規模な土砂崩落、坂戸付近でございまして、があり、長期にわたり通行規制となった経過があります。それ以前から路面の沈下やクラック等が随所に現れ、村として大変危険な箇所であると認識をして、伊那建設事務所及び天竜川上流河川事務所に要望してまいりました。道路のり面につきましては、アンカーや吹きつけによる崩落対策工事、天竜川の護岸対策として消波ブロックが設置をされてきております。

塩尻市から豊田市を結ぶ国道153号の改良整備を図るために、その沿道市町村が活動する一般国道153号改良期成同盟会に加入し活動を進めてまいりましたが、事業化が進まないことから、供用開始された伊南バイパスと事業化された飯田北改良区間の残された区間となる飯島町本郷から高森町下市田間の改良整備を強力に進めるため、国道153号伊那バレー・リニア北バイパス改良促進期成同盟会を昨年立ち上げまして、国会議員及び県議会議員を顧問とし、関係機関に対して要望活動を行っております。

今回のり面崩落復旧につきましては上伊那地域振興局が行うというふうに聞いておりますので、村も協力できることがあれば対応してまいりたいというふうに思います。

また、国道153号の改良整備につきましては、土砂崩落対策だけでなく、積雪によるスタック、立ち往生対策のためにもバイパス化は必要と認識をしております。関係機関への予防活動を今後も行ってまいります。何せリニア北バイパス改良期成同盟会は昨年立ち上がったばかりでありまして、やはり国道のバイパス、これは国が直轄で事業をやることになりました伊駒アルプスロードであります。これも10年以上の経過、要望の経過を必要としております。昨年立ち上がったばかりということで、関係機関は、県、それから今度もやりますけれども、まずは中部地方整備局のほうに御挨拶に行くと、こういうようなところから始まっておるところでありまして、早急にしなければいけませんけれども、長い運動になるのかなあというふうに認識をしております。

○5番 (松村 利宏) 今、回答いただきましたが、去年、期成同盟会を立ち上げて要望されているというのでありますけれども、次に行きますけれども、7月の豪雨災害は、線状降水帯により、北九州各地域、岐阜県各地域、長野県各地域等、全国各地に河川氾濫や土砂災害を発生させました。伊那谷各地域は、三六災害同様に、天竜川、小中河川、傾斜地において河川氾濫、土砂災害により、孤立、通行止めが発生しました。国

道153号、坂戸北側のり面は、7月8日に崩壊しました。私は、ちょうどこの日、朝から昼に、前日も降っていたんですけども、朝から非常に大雨が降るという予報が出まして、村のほうからも地区ごと開設してくださいと、避難場所ですね、ということで連絡がありました。大体雨が午前中、9時頃大体上がってきたんで、10時頃かな、上がってきたんで、私は恒例になっています片桐地区の全てのところに偵察行動を行っています。そのための行動に出まして、上片桐、それから上の段のところ西原、それから前沢川、さらに横前、竹の上、小平地区、全部現地を確認して、国道は大丈夫だろうということで家に戻ろうとしたところ、坂戸付近で崩壊を発見、確認をいたしました。そのときには、天竜川のほうの坂戸付近の水位、これもめっちゃくちゃ上がっているわけじゃないけど、かなり上昇している状況でありました。こういう、国道は大丈夫だろうってということで私は来たわけですけども、当然そのり面の崩壊現場を見たときに、もう護岸——護岸っていうか、のり面の保護、コンクリート保護工事は終わっていたわけですね。そこがしっかりと崩れているというところでした。道路のほうにも一部出ていましたけども、何とか通れる状況であったというところでありました。こういう状況について村長はどのように考えておられますか。

○村長 崩落した現場は、のり枠という工法のそのものが崩壊をしたというんじゃないで、そのまま裏側にあります土砂といいますかとともに滑り落ちてきていると、こういうふうな現状だと思います。上を見ますと一部に岩石のような状態のものが見られると、こういうことでありまして、現場につきましては、これは伊那建設事務所管理の道路の外でありますので、これを施工したのは、どうも振興局、上伊那振興局の林務課というふうに思われます。これにつきましては、具体的な理由ですとか原因、これはよくは分かりませんが、議員がおっしゃられたとおり、長い間に雨が中に回って、持ちこたえられなくて滑り始めたのかなということでありまして、技術的なことはともかくとして、振興局は、現在あそこに、これ以上動くかどうかということ、動いているかどうかということ、計測機を設置しながら、どういう工法で復旧をするのかということは今検討しておるといふふうに聞いております。

○5番 (松村 利宏) あその国道の上側っていうか、のり面の上側には農地が、水田があるわけですね。この地区は小平地区っていうことでもありまして、実は小平地区の方が非常に心配をしている、いろいろな意味で心配しているっていうのを確認しました。早く直さなきゃいけないっていうのと、申し訳ないという気持ちと、両方あるのかなあというふうに思っています。

これは、私も、通行している車、飯田方向から飯島・駒ヶ根方向へ行くのは、逆に斜面のほうから落ちてくるところですんで、ひょっとすると人災になっていてもおかしくなかったんじゃないかという事案だと思います。

国道153号は、先ほど村長も言いましたが、長野県の塩尻市から長野県内、愛知県の名古屋市まで結ぶ主要幹線で、総延長213.3kmであります。私も実は母親が愛知県のほうで瀬戸市なもんですから、5歳のときからもう153号を通過して何回も、もう200回とか、そういうオーダーで通行しています。最近8月に根羽まで行ってきました。

その頃からの推移っていうのは、もう御存じのとおり片側1車線、治部坂なんかやっ
と通れるぐらいの道で、雪が降ったらもうほとんど通行不可能だという状況でした。
もう今は、御存じのとおり根羽までの間は、当時、愛知県のほうが非常に国道153号
はよかったわけですが、今は根羽までのほうが非常によくなっています。御存
じのとおりだと思えます。そういう状況です。じゃあ塩尻から中川まではど
うかと、こちら私、実はしょっちゅう通ってまして、こちら、もう今はその
バイパスのできましたんで、非常にいい状況になっています。そうすると、昔から変
わっていないのは坂戸の付近という状況になります。この坂戸のところは、私、8年
前、10年前かな、9年前にこちらへ定年になって帰ってきましたので、それまで何回
かこちらへ帰ってきているときに、かれこれ30歳のときですから35年ぐらい前です
かね、帰ってきて、忘年会、地区の忘年会、それから春祭り、秋祭りの要するに直会
をやっているときの飲み方のときに、日通に勤めている方からずっと言われ続けてい
ました。あそこの坂戸のところは何でバイパスを開けないのだと、おかしいだろうと、
私に言われてもちょっと何を言っているか全然分からなかったわけですが、当時
は。やはり日通っていうと、大型車じゃなくてトレーラーなんですよ。そうすると、
今崩れたところは徐々に広がってきましてかなりよくなっていると思うんですが、
あそこの坂戸の信号から松川方向の屈折しているところ、右折してちょっと右回りで
回っていくカーブのところ、あそこはやはり危ないぞと、早くしないと大事故が起き
るぞと、早く開けろっていうのを35年前から言われているわけですよ、私は。これは
やっばおかしだろうとあそこを通行するたびに思っていたんですが、やはりおかし
いだろうと、早くやらないと、なぜあそこだけ残ってしまったのかというのは、ひょっ
とすると要望に仕方がまなかったんじゃないかというふうに私は思っています。その
容貌の仕方、どっかで止まっているんじゃないかと、やり方が。県への要望の仕方、
伊那県への要望の仕方、これが生ぬるんじゃないかと私は思うんですね。安全管理
上も含めて、危険度の意識、国道ですからね。だからね、あそこを通っているわけ
ですから、相当の人がね。主要幹線道路ですよ。それはね、やはり村自体が悪いわけじゃ
ないんだけど、やはり我々は中川村に住んでいるっていう感じで見ると、行政も議員
も議会もしっかりとそのところをやっばいかなと、今や塩尻から根羽村の中で、も
うこれ以上悪いところはないという認識ですよ。今、村長から最初に答えていた
いただきましたけども、災害、あそこでの災害は無数起きていますね、過去。もう限界に
来て、はるかに超えていると思いますよ。という観点で、バイパス建設について非常に
難しいっていう話はよく分かりますけども、違う視点で要望をして勝ち取っていか
なきゃいけないんじゃないという認識ですけども、その点についてはどうでしょうか。

○村長 リニアの時代に向けて、これは私どもの区間を直していくっていうのは——私ども
の区間っていうか、座光寺から飯島町本郷まで、直っていないのはこの間だけに確
かになりますので、そういう意味では、やっぱり時宜を得た要望かなあとは思いますが
れども、確かに議員おっしゃるとおり、その以前から坂戸信号の交差点あるところ
から南側、非常にあれは歩道の部分が狭いもんですから、感じとして、感覚として、し

かもカーブがありますので、非常に狭いというふうに感じられると思います。実際
には、道路の車幅っていうのは確保されているようでありませうけれども、今申し上げ
たような状況ですから、非常に狭く感じるということと、毎年のように、毎年、冬、降
雪のときに、トレーラーが毎年、ほとんど毎年だと思えますが、あそこ一遍は横倒し
じゃないな、横になってしまって止めてしまうという箇所でありますから、これにつ
いては要望をしておりますけど、おっしゃるとおり、もう少し、ここへ来て大々的に
どこへ道を開けろっていうのはなかなか難しい話ですけど、現状を何とかしろとい
うことを強く言うていくことは、早く、いろんな意味で、坂戸だけじゃなくて、その間
の整備を促進させていく要素にもなろうかと思えますので、おっしゃるとおり今まで
の要望の仕方よりも強くやっばいかなければならないなということは、おっしゃると
おりだというふうに思っております。

○5番 (松村 利宏) 今、心強い回答をいただきましたので、個人的にも議員としてもい
ろんなところに行ってしっかりとやっばいかなきゃいけないと思うんで、議会のほう
にもしっかりとお願いしてやっばいというのも併せて。それから、さっきありまし
た地域の松川町、飯島町、それから大鹿村を含めて、しっかりと連携を取ってさら
にお願いをしていくと、県にお願いしていくということもやっばいかなければなら
ないというふうに思っています。

そこで、今、現状、153号のあそこの現場を見ていると、もう既に、7月ですから2
か月を経過しておりますが、県のほうで、農政関係のほうになるわけだと思うん
ですけども、見積もり等、調査をやられているというふう聞いております。しかしな
がら、あれだけの規模の今度は工事となりますと、はい、あと1か月後には改修して、
はい、1か月2か月で完了しますということにはならないんだろうと思うんですよ、
一般的に。そうなりますと、相当の期間、一方通行の期間が出てくるんだろうとい
うふうに考えます。そうすると、今は、見ていると、いろんな人から、村内のいろ
んな人から言われるわけですが、駒ヶ根方向に通勤している人が。私もたまにあそ
こを通りますけども、坂戸の信号のところでは渋滞になってしまうと。工事現場の
信号もあるわけですが、あそこでもね。その前のところで渋滞になって、特にかわい
そうなのは、南向地区から坂戸橋を通行してくる人たちがなかなか入れない現場
の事態が生じているわけですよ。これは非常に交通安全上もまずいし、それから、
今、村長からありました、冬になって雪が降って、あそこの路面が凍結したとき
はさらに大変なことになるんだろうということが予想されます。そういうことで、
あそこのところが東側に若干余裕があるというか、いろんな柱が立ったりしてい
ますけども、あそこの空いているところ、さらに歩道も含めて東側に拡幅して一
方通行じゃない体制をつくれないうこと、非常に重要になってくるんじゃないか
というふうに思っています。こちら辺の一方通行のところを東側に3mぐらい広
げて一方通行を解除するっていうようなことは県に要望することが急務だとい
うふうに考えますが、これについてはどうでしょうか。

○建設水道課長 先ほど村長が話しました平成22年の折には、通行止めにして工
事をした経過がご

ざいます。そういった中で、今、地域振興局のほうで工事方法等を検討しておりますけれども、その中で、今度は、実際にはじゃあ例えば通行止めなのか、例えば片側なのかとかいう判断につきましては伊那建設事務所の判断となりますけれども、ただ、議員おっしゃるとおり、今の渋滞の状況等がありますので、そういった報告や、何らかの対策を講じるように要望もしたいと思っています。

○5 番 (松村 利宏) 今ありまして、回答いただきましたが、平成22年のときは、ちょっと私も知らなかったんですが、通行止めになったっていう話なんで、そうすると、またさらに村内の通行、いろんな場合に対しても非常に問題になってくるんだろうと思いますんで、そこも含めてしっかりと要望を上げていただければというふうに思います。よろしくお願ひしたいと思います。村民の方も非常にそこをよく見えていますので、これ以上長くなって、冬場はまた路面凍結してあそこが通行できなくなってしまうっていうのは非常に危ないし、事故が起きるっていうことも予想されますんで、しっかりとお願いしたいというふうに思います。

では、2つ目の「7月豪雨災害の対応について」ということに参ります。

今年の梅雨前線による7月豪雨は、7月へ入ってから、7月1日から7月12日まで継続的に雨が降りました。飯田市の月の降水量は734mmで、観測史上1位だったというところなんです。1日当たりの降水量は189mmで、1961年6月発生した三六災害の月間の降水量は640mm、1日当たりの降水量は6月27日だということですけども325mmで、これが今のところ伊那谷のこの辺あたりの観測史上1位であるということになっています。

さはさりながら、7月の今回の豪雨は三六災害より非常に降水量は多かったということになります。7月豪雨は、飯田市で1時間最大降水量が38.5mm、これ7月11日であったということだそうです。三六災害は飯田市で1日当たり30mm、この頃どのぐらい1時間当たり降ったっていうのはなかなか分からないわけですけども、どうも私の想像では50mm、1時間当たりの50mmを超えている降り方はあったんだろうと。小学校1年のときだったんで、何かじんじん一日中雨降っているのは記憶あるんですけどもね。そういうことで、予想するとそういうことも想定できるかなあということで、激しい雨が断続的に降り続いたということになります。その結果、三六災害では、四徳北側、大鹿村などでは土石流が発生し集落ごと押し流されたという大きな、非常に大きな災害が発生したわけでございます。

今回、7月豪雨で美里地区でも発生したわけですけども、そのほか中川村は、国道、先ほど言った153号、村道、林道で崖崩れ、地滑り土石流が多発しました。この災害発生状況を村長などのように分析をされていますか。

○村 長 7月6日の最大24時間雨量は、調べてみましたら、データとして残っている7月6日です。陣馬形の観測所では111mm、鹿塩、大鹿村の鹿塩観測所で127mm、小渋の観測所で90mmと、この付近一帯は記録的な降雨となった結果と考えています。その後起きたのが、どうも土石流が発生をしたのが7月の、住民の方の、何ていいますか、大きなような音を聞いたとか、そういう証言があるわけではありますが、それを基にしま

すと7月8日の夜、手取沢川の支流であります谷田川で土石流が発生したものと思われるわけであります。議員おっしゃったとおり、三六災害の日最大雨量は超えていないまでも、連続降雨で雨が十分しみ込んで飽和状態のところ、最終的には決定的な降雨があつて、これに耐え切れず崩壊し、または地滑りを起こした。そして、一旦崩落したところへ雨が降ったために、それでもって土石流が発生したのではないかなあというふうに思っております。

○5 番 (松村 利宏) 今、村長からありましたとおり、1時間当たりの雨量っていうのはかなりあったんじゃないかっていう話と、継続的に降っているというところで地下水位が上がって崩れたというのは、そのとおりだと私は思います。

それで、今回の7月豪雨で1時間当たり最大降水量、三六災害と同様の30mmを超える50mm以上、さらにもっと多かつたとすると、この雨が継続的に降り続いたら三六災害程度の土石流が発生したというふうに考えることができるのかなあと、今回も発生したわけですけども、それよりさらに大規模なものが発生したんじゃないかということが想像できるというふうに思います。

今回、私、8月に入って、村の行政のほうにちょっとお願いして、現場のほうを全部見させていただきました。来るまで行けるところ、あと歩いていけるところ、特に陣馬形線、林道陣馬形線から、さらに向こうへ下りて四徳のほうまで、全部見させていただいたわけですけども、一部は工事に邪魔にならんように、現場のほうも気をつけて見させてもらってきました。その中で、今回の大規模な土石流は——大規模な土石流が発生しなかったとここには書いてあるわけですけども、今、村長からありました美里地区については、しっかりと川の中に入って、手取沢川のところは土石流が入っていますけども、民家の方も住んでいる方も非常に危ないところがあったわけけども、四徳とか大鹿の三六災害のような、ああいう大規模なものにはならなかったっていう認識をある程度持っているわけです。当然、発生してはいるわけですけどもね。そういう観点で見たときに、林道陣馬形線、ここは何か所も、実はいろいろ発生、土砂崩れが発生しているところがあります。それから、黒牛折草峠線のほうは、道路は大丈夫だったんですけども、あれ、山のほう、今度は上流、山のほう、山のほうを見たら、あれ300mぐらいあるんですかね、上流から全部崩壊してきているというところでありました。そういうところを見ると、やはり非常に、1時間当たりが、今、村長言われましたけども、さらに50mm程度降っていると大規模な土石流がああ地区一帯では発生するんだということが明らかに言えるんじゃないかというふうに思いますが、この辺のところについて村長はどのように考えていますか。

○村 長 7月の豪雨災害、九州の球磨村であります。11時間にわたって線状降水帯が発生して居座ったと、異様な長時間にわたったために大規模な災害、洪水、こういったものに見舞われたというふうに言われております。したがって、恐らく線状降水帯と思われる積乱雲の帯が動かずに、雨をもし仮に降らせていたら、各地で崩落した土砂がたまっているところに大量の雨が降って、大規模な土石流が起きたらというところは容易に想像できるというか、容易に想像しちゃうけれども、その危険性が

あるというふうに思います。

○5 番 (松村 利宏) 同じ認識を持っていただいて、そういうことだろうと私も思います。

今回、林道陣馬形線、黒牛折草峠線の土砂崩れの現場は、今年のこれからの台風や秋雨前線による線状降水帯、ゲリラ豪雨により土石流が、あれだけ崩れているところで、崩れそうなところもまだほかに何か所もありますので、そういったことが発生する確率が非常に、今、村長からありましたとおりに高いだろうというところでもあります。

陣馬形線の復旧は、下に美里地区がありますので、土砂崩れの下流に当たる民家にさらなる被害が発生しないようにすることが第一義だというふうに考えますが、村長、これについてはどのように対応するつもりでしょうか。

○村 長 そのとおりだと思っております、まず、今回の土石流が発生した民家のすぐ上、50mほど上になりますけれども、あの当時の林務課だと思います、治山の堰堤、谷止めが入っております。今回の土石流か、もしくはそれ以前からもう満杯になっていたかもしれませんが、もう既に満杯になっておりますので、少なくともこここの部分をしゅんせつしていくと。もう、これは振興局のほうでしゅんせつをするように、今、手はずを取っていただいております。

さらに、その上、上流に砂防堰堤を設置するべく、長野県が、これは長野県の建設部でありますけれども、長野県のほうですが、国に働きかけてくれております。

もちろん、土石流の原因となりました林道陣馬形線の治山工事と林道の復旧工事は、査定が終わり次第、工事着手をいたしますけれども、崩落した土砂塊に大量の雨が降れば土石流の発生が危惧される状態に今でもあるわけでありますので、民家のすぐ上には、谷田川というふう私も言いましたが、そここのところにはセンサーを設置してありまして、危険を音とともに何か異常があれば知らせる装置を張り巡らせてあります。

また、直接、泥といたしますかが宅地まで侵入した、一部壁に土石流の泥がついたお宅があるんですけど、そのお宅につきましては、ちょうど溪流のすぐ上に大型土のうを積み上げております。これも、議員、御覧になったと思いますが、積み上げておまして、もし危険な状態と判断をしましたら速やかに避難する体制を、そのお年寄りも含めて確認をしておりますので、取りあえずのところは御安心いただきたいというふうに思います。

○5 番 (松村 利宏) 今、村長から回答いただきましたが、やはりそれぞれの沢ごとに砂防堰堤、もう既にいろいろのところで造られているわけですけども、片桐地区だけでなく、南向地区、どこにもあるわけで、大体のところ、現場を確認していますが、今言われたとおり、やはりそここのところをまずしっかりとチェックして、日頃からやっていくということが大事だと思います。大きなところは全部見ましたが、大体大丈夫だろうと思いますが、今回確認しましたんで大丈夫なんですけども、そういうところをしっかりとチェックしていただくということを、今、さらにもお願いしてやっていきたいと思っています。

さはさりながら、今言った、どうしても美里地区のほうは、いろんな方と話す、やはり今回は非常に怖かったという人がかなりおられます。したがって、やはり日頃

からそういった砂防っていうようなところをしっかりと見ておくことと、それから連携、防災上の連携を今やっていただいているわけですけども、そういうのも含めて地区ごとしっかりとやっていくっていうのは必要かと思えますので、さらに連携を取っていただければというふうに思います。

そこで、林道陣馬形線、それから黒牛折草峠線、そのほかの林道いろいろあるわけですけど、特にこの辺のところは、復旧工事が終了するまで、安全管理上、通行止め等、もしくはいろんな統制することが必要だというふうに思います。特に陣馬形線は、逆に言うとほとんど通れないというのが実態かなあとと思いますが、折草峠線は通行するだけだと行けるわけですけどね。さっきも言った、特に折草峠のほうの陣馬形から北側に向かって下りていった最後のあたりのところの上流側が崩壊していますので、それも含めて、通行止めというか、交通統制っていう観点でどうかかなあというところで、その考えをお聞きします。

○村 長 まず、広域林道陣馬形線については、大規模で箇所が5か所だか6か所ありますので、これは、もうぶつ切りで寸断されていて、とても通ったら危ないので、歩いて通るにはということも言えませんので、これはしばらく通行止めさせていただくということです。

黒牛折草峠線、これについては、おっしゃるとおり、路肩が崩落したのではなくて、のり面、山側のほうから土砂が落ち出してきて通行止めにしたということでもありますので、これは土砂を排土するとともに側溝の排土を行いまして、併せて押し流されてきた、何ていいますか、木ですか、これも村有地を一部平らにして、そこへ全部積み上げて土砂の撤去を行ってありますので、現在は通れるようになっております。

ですので、林道の復旧工事が終了するまでは通行止め、広域林道陣馬形線でございますが、とさせていただきます。

ただし、一部、地産関係の復旧工事が残ることも想定されますので、つまり、周辺での侵入施業も予定をされているということなどから、林道の復旧工事が終了した時点で通行規制を解除する予定でございます。

また、気象状況によっては早めの通行止めの措置も、やはりこれからは危険とみなせば、あらかじめ止めてしまうということも考えております。

○5 番 (松村 利宏) 今、村長から回答いただきましたとおり、私もそのとおりだというふうに思います。

一刻も早い復旧を願うわけですけども、やはり安全が第一だと思いますので、その辺を十分注意してやっていただければというふうに思います。

続いて、陣馬形線、それから黒牛折草峠線は、一般補助林道という林道の中ではそういう範疇に入るんだらうと。一般補助林道は、森林組合などの森林所有者が管理者、地方自治体が開設する林道、開設に要する工事費の大部分は国や地方自治体の補助で賄われますが、森林所有者にも負担金は生じるため、コストの切り詰めや所有者間の境界を意識した路線の設定が行われるというのが一般的であります。完成後の維持管理経費は自治体や森林所有者の負担となるということになります。今回は激甚災害っ

ていうことで県や国の補助っていうのが出るわけですけども、一般的には自治体のほうで維持管理していかなきゃいけないという格好になるかというふうに思います。

中川村は林道かなりいろいろありますんで、総延長は100kmを超える話になるかというふうに思います。行政は、近年の降雨量、森林の荒廃状況、林道の活用状況、財政状況、費用対効果、林道の運用等について分析することが必要だろうというふうに思います。

私は、近年の降雨量増加は、森林の地下水位を上昇させ、土砂崩れや地滑りを増加させるということになるかというふうに考えています。

2018年9月の定例会の一般質問で個人所有の保安林の手入れと防災対策について質問をしました。行政は、木の駅事業の推進、森林環境譲与税を利用した防災、減災を図るという回答をいただきました。

さらに、2019年3月の定例会における一般質問で、中川村は約70%を森林が占め、非常に木材が安価、安くなったり、森林所有者が高齢、後継者不足などで手入れができなくなっている森林が多く、今後さらに急増が予想されると、それから、所有者は手入れできなくなった森林の現況把握が必要で、農地や河川、湧水近傍で斜面にあるため山林・原野化することにより土砂災害の危険性がある、このような農地の現況把握が必要だという質問をいたしましたところ、行政は、人員を増加して現況把握をするという回答をいただきました。

今年3月作成した第6次総合計画前期基本計画、第3章「防災・減災、安全分野」、第1節「災害に強い地域づくりの推進」、それから「防災・減災対策の推進」の基本方針は「地域防災力を基礎とした、災害に強い村を目指す。」とあります。施策の内容は「災害の危険のある箇所の把握を行い、災害発生が危惧される場所について防災対策に取り組みます。」とあります。第5章「産業経済分野」、第1節「農林業の振興」、「森林の保全と資源の活用」の基本方針は「健全な森を育てることにより、森林が持つ機能を最大限に活用することが村を目指す。」とあります。施策の内容は「森林整備の安全性を確保するため、林道等の補修・改良等を行います。」というのが書いて、もうこれが動いているわけですけども、行政は森林の現況把握、農地の現況把握を逐次進めているというのは、それぞれ振興課を含めていろいろ聞いております。

私は、森林、荒廃農地の土砂崩れ、地滑りの危険箇所、これ、先ほどありましたけども、林道陣馬形線を見ると、村長の回答で5か所ということをしていただきましたけども、車で通ってみたり危ないなと思うところを歩いてみますと、盛土してあるところ、あそこの道路、案外幅が広いんで、盛土してあるほう、片盛りしてあるほうのところの斜面もしくはアスファルトのところを見ると、至るところで地割れっていうところがいっぱいあります。さらに、ちょっと森の中を見てみると、木がもう地割れで倒れそうになっていると、ちょっと離れたところでも、そういうところが何か所もあります。いわゆる兆候のある場所とか湧水のある場所、それから亀裂が入っている場所、ちょっとした沢で雨水がたまってくるところというところについては、危ないなあと思うところをリストアップして、あした、あさってっていうことじゃなく

て、対策をしっかりとっていくということが大事だと思うんですけども、その辺についてはいかがでしょうか。

○村長
○5番
○村長

これは林道という概念ですか。

(松村 利宏) はい。

確かに今回の災害で起きているところは、舗装してある、中川村の分につきましては、広域林道陣馬形線については全面舗装をしてある、あります。ですが、盛土した路肩が一部下がったために、アスファルト路面に亀裂が生じている、そういうところが何か所かあります。そういうところに、今回の1つは、雨水がしみ込んで、これが持ちこたえられないというか、そのために重さでもって崩落したというのが、大きな箇所はどうもそれが、土石流の発生した箇所近くでもそれがありませんので、今、議員おっしゃったことにつきましては、すぐ、ちょっとできませんけども、現況の林道のパトロールをやって危険箇所をきちんと把握をするということが未然に災害を防止することになりますので、まず、そのことはしてまいりたいというふうに思っております。

○5番

(松村 利宏) 今回回答いただきまして、パトロールっていうのは非常に大事だと思います。非常に人員が、行政のほうの人員が少ないところでもありますけども、日頃からそういう体制をつくって把握しておくというのは大事だと思いますんで、しっかりとやっていただきたいというふうに思います。

それで、今言った結果、あした、あさってっていうわけにはいかないかもしれませんが、なぜかっていうと、今後の維持管理していく経費、このぐらい激甚被害が起きれば県とか国の補助っていうのは出るわけですけども、そんなに雨量が多くない場合とか所でも災害が発生するような状況になりつつあるなあというのは陣馬形線を見ると感じます。したがって、その結果をどういうふうに維持していくか、大規模災害が起きちゃって直せばいいやっていうもの1個あるわけですけども、そういうふうなところにならないように、基本計画、前期基本計画を見直していただけるのであれば、そういうところに考え方、もしくは、そういうのを、考え方とか維持管理のやり方っていうのを入れていく必要があるかというふうに思いますが、それについてはどうでしょうか。

○村長

崩れてから対策を考えるというのは、非常に——対策を考えるっていうか、その対応で復旧をするというのは、お金もかかりますし、その前に危険な箇所等を事前に把握して、それを小規模でも毎年計画的に直していくっていうのはリスクの軽減につながると思いますので、このことについては、ちょっと予算取りも含めて、もう一遍、議員の提案、大事なことだと思いますので、考えてまいりたいというふうに思います。

○5番

(松村 利宏) 前向きな回答をいただきましたので、また、その辺も、私も連携取りながらやらせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それから、陣馬形線及び黒牛折草峠線は広域基幹林道で、林道の整備、保全を目的として森林地帯に設けられた道路であるということでもありますけども、観光、中川村

の収入源であるというか、観光を見たときには、やはり陣馬形山というの、あと四徳キャンプ場等を見たときに、観光客もしくは村民がやはり陣馬形へ行くときに、道路が非常にいい道路があるので、そこら辺の通行を認めているわけですけども、今後の陣馬形線とか黒牛折草峠線の運用っていうのをどのように今後考えていくのかっていうところを、村長の見解を聞きたいと思います。

○振興課長 林道陣馬形線につきましては、中川村、飯島、駒ヶ根市を結ぶ広域林道ということで昭和48年から開設をしまして、平成2年に全線開通をしております。総延長につきましては約23kmということで、非常に広範囲の森林が対象になっております。民有林、官行造林等を含めまして1,885haと、豊かな森林の範囲になっております。

また、林道黒牛折草峠線につきましては、平成4年から開設をしまして平成13年に開通をしておるところであります。総延長につきましては約10km、利用面積が552haということになりまして、森林の整備、保全には欠かせない林道になっているところでもあります。

併せまして、陣馬形山や四徳を訪れる観光客の利用も増えていることなどもありまして、道路の舗装を進め、現在は全線舗装が完了しているところでもあります。

また、安全対策としてガードレール、カーブミラー等の安全施設の整備も毎年進められているところでもあります。

この2つの林道につきましては、林業振興や国土保全、また観光振興の意味合いを持って整備、管理をしているところでもあります。

○5 番 (松村 利宏) 今ありました林業主体で運用していくっていうのですが、あくまでも観光っていうのも重視してやっていくということでもありますので、次に行きますけども、2019年の6月の一般質問で、陣馬形までの道路増強は舗装され整備されているが、1時間当たりの雨量が100mmっていうことでなくて50mm~100mmっていう話になるかと思うんですけども、線状降水帯とかゲリラ豪雨により道路崩壊が各所で想定されるということで、陣馬形への観光客、5月~11月が最盛期になるわけですけども、陣馬形山に滞在している観光客への避難指示とか避難勧告はどのように行いますかとか、道路崩壊により観光客が山頂に取り残された場合、最悪の状態についてどのような対応を考えているかという質問に対して、行政は、強制的に情報を伝える仕組みはできていないけども、台風等の気象情報等で事前に把握できる場合はSNSやホームページで注意喚起をして、緊急時の情報発信は今後いろいろ検討していくという回答をいただいておりますけども、今回、7月豪雨っていうことで継続的に降ったわけですけども、今後は、ここまで降らなくても、先ほど言いました亀裂が入っているといつ崩れてくるか分からないと、ひよっとしたら雨がやんだ後、崩れてくるかもしれないというようなことも予想されます。そういう観点で見たときに、緊急時情報発信を今後検討するという回答から1年がもう経過しているわけですけども、そういうところの対応を今どのように考えられているかっていうのをお聞きしたいと思います。

○振興課長 陣馬形山の山頂につきましては、昨年度ライブカメラのほうを設置しまして、常々山頂の状況というものについては把握できるような状態になっております。しかしな

がら、双方向、もしくはこちらからの強制的な情報提供の整備については、設置には至っていないのが状況でございます。

本年度につきましては、キャンプ利用を中止するという予定でございます。

次年度からは、有料化、また新たな管理体制に移行する予定でございます。これに併せまして、緊急時の対応や施設整備などについて改めて検討をしていきたいというふうに思っております。

○5 番 (松村 利宏) 今回回答いただきまして、新たな体制をつくっていくということで確認しておりますので、しっかりそこに緊急時の対応もしっかり入れ込んでやっていただければというふうに思います。

それから、今回の7月豪雨災害の教訓として、今言った林道のところになるわけですけども、降雨量に応じた安全確保のため、陣馬形線とか黒牛折草峠線、四徳キャンプ場も含めて、現場も見てきましたけども、川のところの橋のところはかなり強烈に岩が当たって、下から上がっていくところですけども、キャンプ場へ入っていく、あそこの、そうですね、ダムから、ダムからずっと入って行って狭いところありますが、あそこの橋梁のところの欄干のところは壊れているんで、どうしたのかなあと思ったら、上流側から石が、大きな石が落ちてきてあそこに当たったんだろうなあと思われます。そうすると、あそこを通っているときに、あのぐらいの石が落ちてくるっていうのは、雨もありますけども、ひよっとしたら雨がやんだ後でもあり得るのかなあと感じは受けました。そういうところを見て、やはり雨量に応じた通行制限っていうかをしっかり考えておくことが必要じゃないかというふうに思いますが、ここについてはどうでしょうか。

○振興課長 林道黒牛折草峠線につきましては、冬場の降雪の期間につきましては、県道西伊那線の通行止めに合わせまして、凍結の危険性などから通行止めを行っています。

併せて、林道陣馬形線につきましても降雪の状況によりまして通行規制を行っているところでもあります。

しかしながら、雨量に応じた交通規制というものは現在行っておりません。

しかし、今回の災害の状況を見ますと、非常に交通規制の必要性というものは感じてきているところでもあります。林道につきましては迂回路がほとんどないというのが状況でございますので、どこかで崩落をしてしまいますと孤立の危険性が非常に高くなるということもございますので、安全管理面からも雨量等による交通規制を行うことにつきましては検討をする必要があるのかなあとというふうに考えております。

○5 番 (松村 利宏) 今、検討いただくということでありましたんで、もし、そのところがやはり雨量に応じた体制をつくらなきゃいけないっていうようになれば、規則改正とか道路通行制限のための施設整備、通行止めのものとか、そういうのを早急に行う必要があると思いますんで、そこも併せて御検討いただければというふうに思いますんで、よろしく願いいたします。どうぞ。そこもちょっと併せて。

○振興課長 最近、陣馬形山を訪れる観光客も多くなっております。通行止めの規制を、そういうことも多々ありまして、看板ですとかバリケードで止めるわけなんですけれども、

やはりバリケードを移動して入っているというふうに思われる部分もあります。安全管理の徹底を行う上からも、規制方法、また施設整備も含めて検討してまいりたいと思います。

○5 番 (松村 利宏) 前向きな回答をいただきましたので、その辺もしっかりと、私も連携取ってまたしっかりやらせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

すみません。3つ目の教育のデジタル化については、非常に時間がなくなってしまっ
て申し訳ないんですが、次回12月ということにさせていただきたいと思いますので、
よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長 これですみません。これで松村利宏議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会といたします。

お疲れさまでございました。

○事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後1時54分]